

平成29年白老町議会定例会12月会議会議録（第1号）

平成29年12月12日（火曜日）

開 議 午前10時00分

延 会 午後 4時29分

○議事日程 第1号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議会運営委員長報告

第 3 諸般の報告について

第 4 行政報告

第 5 一般質問

○会議に付した事件

一般質問

○出席議員（13名）

1番 山 田 和 子 君

2番 小 西 秀 延 君

3番 吉 谷 一 孝 君

4番 広 地 紀 彰 君

5番 吉 田 和 子 君

6番 氏 家 裕 治 君

7番 森 哲 也 君

8番 大 淵 紀 夫 君

9番 及 川 保 君

10番 本 間 広 朗 君

12番 松 田 謙 吾 君

13番 前 田 博 之 君

14番 山 本 浩 平 君

○欠席議員（1名）

11番 西 田 祐 子 君

○会議録署名議員

3番 吉 谷 一 孝 君

4番 広 地 紀 彰 君

5番 吉 田 和 子 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 戸 田 安 彦 君

副 町 長 古 俣 博 之 君

副 町 長 岩 城 達 己 君

教 育 長 安 藤 尚 志 君

総務課長兼危機管理室長	岡村幸男君
財政課長	大黒克己君
企画課長	高尾利弘君
象徴空間整備統括監	笠巻周一郎君
経済振興課長	森玉樹君
農林水産課長	本間力君
生活環境課長	山本康正君
町民課長	畑田正明君
税務課長	久保雅計君
上下水道課長	工藤智寿君
建設課長	小関雄司君
健康福祉課長	下河勇生君
高齢者介護課長	田尻康子君
学校教育課長	岩本寿彦君
生涯学習課長	武永真君
消防長	越前寿君
病院事務長	野宮淳史君
代表監査委員	菅原道幸君
病院改築準備担当参事	伊藤信幸君
消防課長	早弓格君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	高橋裕明君
主査	増田宏仁君

◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） 本日12月12日は休会の日ですが、議事の都合により、特に定例会12月会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、3番、吉谷一孝議員、4番、広地紀彰議員、5番、吉田和子議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（山本浩平君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、11月30日及び12月8日に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会吉田和子委員長。

〔議会運営委員会委員長 吉田和子君登壇〕

○議会運営委員会委員長（吉田和子君） 議長の許可をいただきましたので、11月30日及び12月8日に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

平成29年老老町議会定例会は、明年1月3日まで休会中ですが、会議条例第6条第3項の規定により、休会中にかかわらず議事の都合により12月会議を再開することといたしました。

本委員会での協議事項は、平成29年定例会12月会議の運営の件であります。

まず、12月8日に議案説明会を開催し、12月会議に提案される議案の概要の説明を受けた後、その取り扱いについて協議を行いました。

本定例会12月会議に付議され提案されている案件は、町長の提案に係るものとして、平成29年度の各会計の補正予算4件、条例の一部改正4件、工事請負契約1件の合わせて議案9件であります。

また、議会関係としては、定期監査等の結果報告、陳情審査報告、議員の派遣承認、意見書案及び委員会報告等が予定されております。

これらの議案の取り扱いの協議結果は、会議規則第31条の規定に基づき、一括して議題とする事件は、報告第1号・報告第2号の監査に関する報告議案2議案であります。

次に、一般質問は、既に11月30日・午前10時に通告を締め切っており、議員8人から13項目の質問の通告を受けております。

このことから、一般質問については、本日と明日の2日間で行う予定としております。

次に、意見書案は、会派代表から1件提出されております。

意見書案1件は、全会派一致により提案をいたしますので、議会運営基準により質疑・討論を省略することといたします。

なお、一般質問及び本日までに上程されている議案の審議については、12月12日から14日の3日間を予定したところではありますが、12月15日を予備日としております。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（山本浩平君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎諸般の報告について

○議長（山本浩平君） 日程第3、議長から諸般の報告をいたします。

定例会12月会議の再開は、議案等の審議の関係上おおむね3日間としたところではありますが、議事の進行によっては12月15日も開催する予定としておりますので、ご承知おきください。全日程につきましては、別途お手元に配付のとおりであります。また、議会休会中における動向につきましても別途お手元に配付のとおりであります。

次に、議員の派遣結果について報告いたします。会議規則第111条第1項ただし書きの規定に基づき、定例会9月会議において議員派遣の議決をした以降現在まで、議会に関するもの、または町及び各団体から出席要請があったもののうち、議会との関連性など派遣の必要性を議長において判断し、議員の派遣を決定したものであります。その派遣結果については、お手元に配付のとおりであります。

次の日程に入ります前にお諮りいたします。議案の内容等により先議あるいは日程の変更等をあらかじめ議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。

◎行政報告

○議長（山本浩平君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 平成29年白老町議会定例会12月会議に当たり、行政報告を申し上げます。

初めに、東京白老会の開催についてであります。11月21日、東京都渋谷区にありますビヤス

テーション恵比寿を会場に平成29年度東京白老会総会、懇親会が開催され、当会長の橋本聖子自民党参議院議員会長を初め、会員各位、ご来賓並びに関係者合わせて109名の人が出席する中、ムックリやトンコリの演奏、古式舞踊の披露、地元食材の試食や販売のほか、特産品抽せん会なども行われ、盛会のうちに終了いたしました。席上、橋本会長を初めご来賓として出席いただいた堀井学衆議院議員、山岡達丸衆議院議員から2020年の民族共生象徴空間開設に向け、予算獲得などによる整備促進はもとより、国内外からの来場者を受け入れる環境整備として国道36号の4車線化にも尽力し、郷土北海道を盛り上げていきたいとの心強いお言葉をいただきました。今後につきましても会員相互の親睦を図りながら、本町に対しご理解、ご支援をいただけるよう魅力あるふるさと白老を発信することに努めてまいります。

次に、株式会社エスビィアイ工場跡の事業再開についてであります。株式会社エスビィアイは平成22年9月より株式会社ノーステックの事業を継承し、大型バルブ等の設計、製作を行っておりましたが、本年5月末に破産手続が開始されておりました。その後、横浜市に本社を置く株式会社TSエンジニアリングが事業を継承し、12月1日より従業員であった技術者等を中心に6名が再雇用されております。同工場については、これまでも高い技術力を誇り、全国各地へ製品を出荷していたことから、事業再開に安堵するとともに、今後の発展を期待するものであります。

最後に、要望活動報告をいたします。初めに、カナダプロモーション事業についてであります。9月26日から6日間、登別洞爺広域観光圏協議会の一員としてカナダトロントほか各地を訪問してまいりました。今回のプロモーション事業は、民族共生象徴空間の入場目標100万人を達成するための情報発信事業として行われたものであります。現地では、一般財団法人アイヌ民族博物館の村木専務やカナダの先住民とともに「日本とカナダの先住民族文化」をテーマにパネルディスカッションを行い、アイヌ文化や多文化共生の理念について発信したほか、会場内において観光PR、誘客活動を行ってまいりました。

次に、国立アイヌ民族博物館ポップアップイベントについてであります。11月23日、東京都池袋サンシャインシティを会場に国立アイヌ民族博物館ポップアップイベント、イランクラブテTOKYOが開催され、参加いたしました。本イベントは、北海道新幹線×n i t t a n戦略会議の主催により、首都圏における民族共生象徴空間のPR事業として実施されたものであり、白老町からもアイヌ民族博物館の職員8名が参加してムックリ演奏や伝統舞踊等を披露したものであります。会場には、AKB48チーム8北海道代表でM a d e i n 北海道応援大使である坂口渚沙さんも応援に駆けつけ、民族共生象徴空間のPRに花を添えていただいたところであります。

なお、本12月会議には議案9件を提案申し上げておりますので、よろしくご審議賜りたいと存じます。

○議長（山本浩平君） これで行政報告は終わりました。

本日から2日間一般質問を予定しております。8名の議員から13項目の通告が出されておりますが、一般質問される議員並びに説明員にお願いを申し上げます。一問一答方式ということ

を十分にご理解いただき、簡潔な質問に心がけていただきますとともに、町側の答弁についても簡潔明瞭にするよう議長から特にお願い申し上げます。

また、さきの特別委員会、象徴空間の調査特別委員会と町立病院の調査特別委員会がございます。その特別委員会と重複するような質問、またその特別委員会での質問に各議員が納得されたものを同じようなことでお尋ねするということは極力避けていただきたいと特にお願いを申しておきたいと思えます。

また、傍聴人の皆様をお願いいたします。最近の会議の傍聴において、拍手や携帯電話が鳴るなどの事例がありますが、会議録の録音に支障を来しておりますので、傍聴人の皆様には静粛に傍聴するよう特にお願いいたします。

◎一般質問

○議長（山本浩平君） 日程第5、これより一般質問に入ります。
通告順に従って発言を許可いたします。

◇ 吉 田 和 子 君

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員、登壇願います。
〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 5番、吉田和子でございます。通告に従い、1点4項目15点について質問をいたします。

2018年は、診療、介護報酬の同時改正があり、次の医療計画と介護保険事業計画の開始、国民健康保険の道への移管など大きな制度改正が重なる中で、誰もが住みなれた地域で切れ目のないサービスを受け、安心して暮らし続けられる地域包括ケアシステムの深化が求められ、医療、介護、看護等の多職種の連携がどうあるべきか、市町村の方向性を示すときが来ています。そこで、介護保険事業計画と高齢者対策について伺います。

1 項目め、白老町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について伺います。

1 点目、第6期計画実施による実績、課題について。

2 点目、平成29年5月に示された介護サービス利用者、第7期策定に向けての介護予防・日常生活圏ニーズ調査実施の結果と課題について伺います。

3 点目、第6期計画における介護保険料の多段階化の継続について。また、公費による保険料軽減強化の完全実施について伺います。

4 点目、平成30年度は介護報酬改定年度であるが、改定の方向性については示されているか。

5 点目、第7期事業計画での第1号被保険者の保険料の設定額について伺います。

6 点目、平成29年4月より全面移行を目指していた介護予防・日常生活支援総合支援事業の移行の経過と課題について伺います。

2 項目め、介護予防対策について。

1 点目、フレイル対策について。

2 点目、セルフネグレクトの調査、対策について。

3点目、閉じこもり予防のためのお出かけ介護等の外出支援について。

3項目め、地域包括ケアシステム構築について。

1点目、在宅介護、在宅医療体制整備について。

2点目、在宅介護者ケアラー支援体制について。

3点目、緊急時安否確認のための鍵預かり事業の実施についての考え方について。

4点目、地域包括ケア病床の確保と介護医療病院新設の考え方について伺います。

4項目め、介護職員体制について。

1点目、各介護施設、事業者の介護職員の離職率と今後の人材の確保について伺います。

2点目、介護職員に対するクライアントハラスメントの実態と対策について伺います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 介護保険事業計画と高齢者対策についてのご質問であります。

1項目めの高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画についてであります。1点目の第6期計画の実績と課題についてであります。介護保険事業の安定化を図ることを優先に、地域包括ケアシステム構築の推進においては、各検討会で課題の洗い出しや町内会に出向き地域診断を実施いたしました。また、住みなれた地域で安心した暮らしを促進するため、新たに介護予防サロンの開設、75歳以上の単身高齢者等の方に対し暮らしの便利手帳の配布、認知症の方やその家族に対し認知症連携ケアパスの配布、認知症初期集中支援推進事業や認知症カフェを開始するとともに、既存事業も含め、さらなる充実を図っているところであります。

今後の課題としては、自立支援を念頭に介護予防と重度化防止の推進、医療と介護を図るための体制整備、日常生活支援体制整備による地域づくり、多様な人材確保と資質の向上、認知症施策の充実など、人口構成や地域の状況に合わせた体制づくりが必要と考えております。

2点目の介護サービス利用者アンケート調査と介護予防・日常生活圏地域ニーズ調査の結果と課題についてであります。住みなれた自宅で生活を続けたいと望んでいる一方で、単身高齢者世帯が増加しており、身体的問題のほか、楽しみがない、あるいは交通手段もないことで外出頻度が減少傾向にあることが浮き彫りにされております。こうしたことから、疾病の重度化防止のために保健予防活動が重要であること、また地域性を考えた移動手段の確保や地域交流を目的に集える場など、人と人とのつながりを持てる仕組みづくりが必要であり、それに伴い支える人材育成が課題となっております。

3点目の介護保険料の多段階化と公費による軽減強化実施についてであります。第7期計画の介護保険料については、引き続き9段階設定を実施する予定であります。また、公費による住民税非課税世帯を対象とした軽減実施については、平成27年4月から実施している第1段階層は継続され、消費税率が10%に引き上げられる31年10月からは対象を拡大し、完全実施される予定であります。

4点目の平成30年度介護報酬改定についてであります。現在の国の動向では介護報酬の改定率を微増で引き上げる方向で調整段階に入っており、具体的な改定率は今月下旬までの予算編成で決める方針であります。

5点目の第7期の第1号被保険者の設定額についてであります。現在介護保険料額を算定するため、各年度の介護保険サービスの利用量の分析と推計値の算出作業を実施しているところでもあります。

6点目の介護予防・日常生活支援総合事業の移行経過と課題についてであります。27年度末に町内関係機関と基準、単価などの事業内容を協議した結果、自立支援を視野に現行相当型サービスとして本年4月から実施しているところでもあります。現在のところ総合事業での訪問型サービスと通所型サービスへの移行は順調に進んでおり、30年4月には完全実施となります。

なお、課題となっている緩和基準や住民主体型の多様なサービスについては引き続き検討してまいります。

2項目目の介護予防対策についてであります。1点目のフレイル対策についてであります。加齢とともに筋力や認知機能等が低下し虚弱となった状態から、より回復させるための対策として、栄養と運動、そして社会参加が大きな柱となります。本町では、フレイル状態を多面的に幅広く確認できる基本チェックリストを活用し、程度の状況に応じ必要なケアを判断した上でさまざまな事業や個別支援につなげているところでもあります。

2点目のセルフネグレクトの調査、対策についてであります。全町民を対象とした実態調査は実施しておりませんが、町内会や民生委員や町内の関係機関から寄せられている情報により、介護が必要であっても人とのかかわりを避け、受け入れが難しい方が地域にも多くいると認識しております。そのため、相談が寄せられた場合は、本人の生活歴や疾病状態などを把握し、適切なアプローチを見きわめた中、信頼関係ができるまで地道なかかわりを実施しているところでもあります。

3点目のお出かけ介護等の外出支援についてであります。高齢者が外出することは、心身ともによい影響をもたらされ、閉じこもり防止にもなるため、外出支援対策が重要であると考えております。そのため、交通手段の確保は喫緊の課題であることから、その方法を構築するため検討を重ねているところでもあります。また、住んでいる地域で歩いていける範囲で気軽に集える場づくりを促進する計画も現在進めているところでもあります。

3項目目の地域包括ケアシステム構築についてであります。1点目の在宅介護、在宅医療体制整備についてであります。国が示している8つの項目があり、本町では現在の医療資源を活用しつつ体制整備を図っているところでもあります。特に医療と介護の情報を掲載した暮らしの便利手帳の配布や医療と介護の連携シートの作成、町民向けや専門職向けの研修会や講演会の開催、医療、介護関係者との協議などの取り組みを実施しているところでもあります。

2点目の在宅介護者ケアラー支援体制についてであります。今年度に入り地域包括支援センターでは、介護者を支援するための町内の宅配事業者を掲載した暮らしの便利手帳を作成いたしました。また、認知症の人の介護者の負担軽減として、認知症初期集中支援チーム活動等による早期診断や対応、3カ所の認知症カフェの開設、さらに社会福祉協議会では認知症の人を支える家族会の立ち上げや他の事業所でも介護教室を開催しているところでもあります。今後も地域のさまざまな関係者とのネットワークにより、専門職による相談体制を進め、継続的な支援を図ってまいります。

3点目の鍵預かり事業の実施についてであります。単身高齢者の安否確認には有効な手段と考えられますが、鍵の保管場所や緊急時に鍵を使って家屋内に入る場合の判断や安否確認のために器物を破損した場合の免責などセキュリティーに対する課題があるため、体制整備について検証する必要があると考えております。本町では、今後も地域見守りネットワークにおける連携に努めるとともに、まずはご自身の安全な生活をどのように身につけていくのか、また自分の見守りを家族と一緒に考える力をつけていただくことも行政の役割であるため、出前講座などにおいて住民に理解をいただけるよう努めているところであります。

4点目の地域包括ケア病床の確保と介護医療院の新設の考え方についてであります。地域包括ケア病床は急性期から在宅復帰へとつなげる病院機能として新たな病床形態であります。本町においては、先般の議会全員協議会において町立病院の方向性をお示ししたとおり、急性期や包括ケア病床を含む回復期及び療養病床等の入院機能については広域的な医療連携により確保していく考えであります。

また、介護医療院は在宅復帰を目指すことが主目的ではなく、医療、介護、生活支援、住まいの機能を持ち、長期療養を目的とした新たな介護保険施設であります。今後廃止が見込まれる介護療養病床の転換先として国が構想を打ち出したものであり、転換が可能な施設としては介護老人保健施設きたこぶしも対象となりますが、町としては病院改築に伴い廃止する考えをお示ししたところであります。また、本町の第7期介護保険事業計画において、特別養護老人ホームの需要増を見込んだ増床整備を図る考えであり、町内の既存施設も含めて供給量は充足するものと捉えていることから、町内での介護医療院を整備する考えはないものであります。

4項目めの介護職員体制についてであります。1点目の各介護施設、事業者の介護職員の離職率と人材確保についてであります。28年度から現在までの介護職員等の離職率では、介護施設全体で見ると平均9.5%で、在宅系では居宅支援事業所全体で10%、居宅サービス事業所全体で7.3%となっておりますが、事業所により偏りがあり、全体を通じて人数に置きかえた場合は少ない状況であります。また、人材確保につきましては、おのおのの事業所でさまざまな手法を駆使し、確保に努めている状況であり、本町では第7期計画において社会福祉協議会で実施している介護職員初任者研修を受講する方に対し、受講料の補助を考えているところであります。

2点目の介護職員に対するクライアントハラスメントの実態と対策についてであります。町内のほとんどの事業所では、特定の利用者などによるクライアントハラスメントがありますが、その場合はすぐに責任者へ報告され、ケースによっては担当がえやベテラン職員の支援や対応など状況に応じた対策を講じており、また悪質と判断した場合は警察対応も考慮する場合もあると聞いております。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。第6期介護保険事業計画の実施の経過を踏まえた第7期への取り組むべき方向性、課題を質問いたしますので、順不同になるかもしれませんが、よろしくお願いをしたいと思います。

介護制度の中で2005年の介護保険法の改正で地域包括ケア、そして2011年の改正で基礎自治体が地域包括ケア推進の義務を担うと明記されています。2017年に地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の改正がありましたので、推進も含めて伺っていききたいと思います。まず、1点目ですが、第6期計画の中で新しい総合事業の中で30年までに実施をしようとしている包括的支援事業として3点ありました。その中の2点について伺いたいと思います。認知症初期集中支援チームも設置をしようということになっておりますが、設置をされているというふうに伺っておりますが、その活動状況をお聞きしたいと思います。

それと、認知症地域支援推進員を設置するということを検討するというふうになっておりますが、この支援推進員の役割と支援チームの連携をどう図られていくのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） まず、今年度、ことしの4月に認知症初期集中支援チームを地域包括支援センターに配置しております。実際活動内容といたしましては、国の基本的な流れを示されている中で、国を踏まえた中で白老町としての組み立てをしております。

まず、地域包括支援センターなどで相談が入ってきた場合に、相談対象者が初期集中支援チームの対象であるかどうか判断いたします。その後、まずチーム員は地域包括支援センターの専門職以外に町内の5カ所の事業所に委託いたしまして、各1名ずつ専門職と連携して初回の家庭訪問を実施いたします。その実施した中でその方が認知症の疑いがあるかどうかだとか、または緊急対応が必要なかどうかということのアセスメントをしまして、その後サポート医と、今現在今年度はサポート医が町内の民間の診療所の先生がお一人となっておりますけれども、そこでチーム会議を開催し、総合的なアセスメント結果と情報共有をし、具体的な支援策だとか、その方の支援のゴールを検討します。その後、その結果介護保険サービスなどに引き継がれた後にはサービスの利用状況等のモニタリングをするという流れで活動内容といたしております。ただ、結構相談されている方が重度、緊急性を要する方が相談に来られているので、実際は複数回の訪問をするというケースはそんなにない状況でございます。

また、もう一つ、推進員の設置の状況でございますけれども、地域包括支援センターの保健師2名を推進員として配置してございます。実際の推進員の役割といたしましては、認知症施策も総合的にコーディネートをする役割になりますけれども、今年度初めて認知症初期集中支援チームを実施している中で、その2名の推進員は実際さまざまな認知症の関連事業にもかかわっていることで、実働部隊としてそちらのほうにもかかわることでなかなか総合的なコーディネートをするまでは至っていないということで、それは次年度からの課題と考えております。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。認知症の初期集中支援チームは、これから認知症の方が多くなるということでは、この制度ができたことでやはり早期発見、早期治療につながる。まだ認知症については治療法も明確になっていませんし、治るという保証もないわけですから、一番大事なのは早期発見して早期治療をしていくことで進むことを抑えるということになって

おりますので、本当に支援チームの体制をきちっと強化をしていく。また、いろんな支援をしていく。そして、それに地域支援推進員の保健師さん2人ですか、しっかり連携をとりながら、まだできたばかりですので、コーディネートしていくまでにはいかないかもしれませんが、これから組織体として動いていくために、しっかりとした組織体をつくるためのコーディネーターとしての活動も展開していただけたらいいなというふうに思っています。

では、次に行きたいと思います。第6期計画で地域包括ケアシステム体制整備の行政、関係機関による検討会の協議を実施していると思いますが、そのことの中で28年に生活支援コーディネーター、これがさっき言ったコーディネーターの部分なのか、それとも新たにまた包括の支援体制、地域包括ケアの体制整備の行政機関、かかわる人たちのためのそれを進めていくためのものなのか、それとも包括して全て支援センターを中心に認知症を含めた介護を進めていくためのコーディネーターになるのかわかりませんが、コーディネーターは28年度に設置するということになっておりますが、この辺の状況はどうなっておりますでしょうか。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 生活支援コーディネーターの役割でございますけれども、先ほど認知症の関係の推進員と別な役割になります。まず、この方の役割は、地域の特性だとか実情を踏まえた医療、介護、それから住まい、生活支援、介護予防が一体的に提供される、その地域包括ケアシステムを構築するために、それぞれのさまざまな細かい事業の組み立てをお手伝いしていただける役割になります。こちらの課に配置しているコーディネーターは、平成28年度から1名配置してございます。それから、コーディネーターのほかに地域おこし協力隊の生活支援の担当の方を1名配置しておりますので、今現在お二人でこういった役割を担っていただいているという状況でございます。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。こういう方たちの役割って大変大きいと思うのです。介護保険制度の計画はできているけれども、その計画を協議会、それから推進委員会、支援団体、そういったものときちっと連携をして、包括ケアシステムについて本当に進めていく。問題点は何なのか、その問題点を検討していくということの立場であると思いますので、専門性ももちろん求められるでしょうし、8つの項目の示されていることに対してのものもあるでしょうし、時には医療と切り離せないことですので、病院関係とも協議することが出てくると思いますけれども、そういう方たちがそういった場に出て行って、全体を包括して意見が言えるように、研修等をいろいろ積み重ねて本当に力をつけて専門性を持ってやっていただきたいと思いますので、これはお願いをしておきます。これからのことですので、そういった側面からの支援も大事だと思いますので、しっかり支援をしていただきたいと思いますというふうに思います。

次に行きます。介護保険事業が平成17年の介護保険法の改正により3年を1期として見直しするということになりました。毎回包括支援センター運営協議会で進捗状況を点検、評価をして、そのための介護サービスの利用者アンケート、次期計画の策定のための日常生活圏の地域

ニーズの調査、そして実施、そしてそのほかに点検、評価、計画策定、そしてそのためにまた再度調査、集計をして、今度は公表していくということにもなります。そういったことで包括支援センター、高齢者介護課を中心にやっているわけですが、本当に仕事量はどのくらいだろうというふうに私もちょっと思っていました。本当にこれは大変な、ほかにも仕事があるわけですから、事業を全部展開しながらの計画づくりですから。その中で一番今言われているのは、他市町村では計画を策定することが賄えなくなったということで、民間に委託しているという話も出てきております。そういったことでは、今後さらに包括ケアシステムの構築のあり方がもっともっと広げられてくるはずなのです。そういうことで何よりも先に自治体の体制づくりが必要だというふうに言われています。その中で将来のための人材の投入が今行政に大きく必要とされているというふうに言われていますけれども、これは担当課長も大変なのは実際話を聞いてわかっているのですが、理事者としてこの辺の今これから、また後ほど述べますが、体制が変わってくるのですね、かなり。そういった中での行政職員の介護職の投入、人材の育成ということが重要なのですが、その辺のようにお考えなのか伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今ご質問の中にもありましたように、これからの高齢者状況を含めまして介護に対する福祉対策というのは、町にとっても非常に大きな政策課題と認識しております。そういう中でこれまでも専門職を入れまして、体制的には今うちのところでいえば高齢者介護課の体制づくりは進めてきておりますけれども、ご指摘のようにいろんな部分でまだまだ課題が山積しておりますから、その部分についての対応について、今後十分な職員研修はもちろんそうですけれども、人数の問題もあるし、それから人員の専門職としての育成ということもあります。そういったところは、十分人事の中で総合的に考え合わせながら対応できるような形にはしていかなければならないというふうなことは強く認識しております。ただ、やっぱり役場の中には議員もおわかりのように一定限の定数というふうな縛りもありますから、その中でどのような効果を人材的に出していくのか、その辺のところは十分また一方で考えていかなければならないというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。そういう計画をまだ自前でやっているということ、それから職員が本当に大変な中で、ちょっとお話ししましたけれども、大変苦労されているということも伺っております。ですから、今副町長の答弁でしっかりと課長のほうからも大変な部分は大変だと、この辺は必要だということを言っていて、体制をしっかりとしていくことが今の白老町の高齢者を守っていく、安心の生活をするためですので、言うところは言っていて、定員はありますけれども、しっかりとその辺の連携をとってやっていただきたいというふうに思います。

次に行きます。第6期の白老町の介護保険料の基準額は5,455円でした。その中で低所得者対策として区分を設け、6段階から9段階へとやってきました。27年から28年は第1段階の軽減で終わりました。29年に消費税が上がったときに第2段階、第3段階の軽減がされるというこ

とでありましたけれども、消費税が31年まで延びましたので、この軽減策は先延ばしになるのかなというふうに思うのですが、9段階は続けていくということでしたので、ただ情報として消費税がまだ2年後になったということで、何か前倒しでもしかしたら第2段階と第3段階の負担軽減を図っていくという情報もちょっとあるのですが、その辺の指示は来ていませんか。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 今の消費税が上がる中での軽減の関係の前倒しの情報なのですけれども、国のほうからは一切町のほうには入っていない状況でございます。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。私もいろいろ確かめたのですが、まだはっきりしていないということですので、近いうちにはっきりするのかなというふうには思っております。

次に伺いたいと思います。平成29年8月より一定所得以上の利用者負担の見直しが実施されました。2割負担が創設されまして、町として影響を受けている人は何人ぐらいいらっしゃるのか、また30年8月より2割負担者のうち所得の高い層を負担3割とすることとしておりますが、影響はどうなのか、またこの中で月額負担上限が4万4,400円としていますけれども、そういった影響で3割負担の方々の軽減になるのかなというのを捉えているのですが、その辺の状況をお聞かせください。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 平成28年8月改正の2割負担はことしの8月時点で、介護認定者でいけば対象者が65人ございました。認定者総数に対して6.4%の割合になっております。また、そのうち実際サービス利用者が48人、認定者総数65人に対して約74%の方が2割になっている状況でございます。また、30年8月に改正される3割負担の今想定できる人数なのですけれども、三、四人と予測しております。また、3割の方がこの利用割合を引き上げられたことによって、高額介護サービス費制度がございますけれども、仮にその方が介護保険施設ユニット型に入所したということ为例に例えれば、実際高額介護サービス費の自己負担額が月額4万4,400円に、部屋代、食事代、これが全く自己負担になりますので、それをプラスすると大体月15万円ぐらいになるかと思えます。そのほかに日常生活費がプラスされると大体十六、七万円、物によるのですけれども、そのぐらいになるかというふうに考えられます。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。介護保険制度を持続していく、いろんな高齢化率を見ていくと介護保険制度自体がこういった形にしていけないと継続できないのかなという懸念をしながら、介護保険制度ができたときに私たちは年とっても安心なのだと、ただそれしか単純に考えていなかったのですが、このように複雑になってくると本当に保険料の設定、そういうことが大きく私たちの生活に響いてくるし、またそれを実施していかなければサービスを十分にできないという、すごく葛藤の中での保険制度になっていくのかなというふうに捉えております。

次に行きたいと思います。介護保険報酬については、施設報酬が少しふえるのではないかと
いう方向性が出ておりますけれども、まだはっきりしていないということで答弁はこれで了解
をしたいと思います。

次に、白老町の第7期の保険料について伺いたいと思います。2018年に向かってプラス改正
の方向であるとしておりますけれども、それはどういったことかということになると施設の増床があつたり
とか、それからサービス量も向上を目指したりということになると全部それが保険料にはね返
ってきますよね。そういったことで第6期のとき白老町の平均の基準の保険料は5,455円でし
た。ところが、全国平均は5,514円とほぼ変わらずの状況でありました。今国が介護保険給付と
保険料の推移として全国平均で2020年度に6,771円になるのではないかとという平均値を出して
きました。そうすると、今の保険料よりも2,000円以上アップになるのです。これを見たときに、
6期ではほとんど変わらなかったわけです。ということは、白老町はここまでいくのかなと、
どうなのだろうと。数字的にはまだいろんなことが示されていないので、出せないという答弁
でしたけれども、上がる可能性はあるというふうに捉えていいのかどうか、その辺伺いして
おきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 今現在第7期の介護保険料の算定をしている最中でござい
ますけれども、第6期の基準額よりは上がる可能性が強いところでございます。どうしても認
定者の方がふえてきておりますし、そういうことで増額になる予定で考えております。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。介護予防・日常生活支援総合事業については、順調
に移行したということで、ちょっとそれにかかわることは後ほどの送迎のほうの関係で伺いた
いというふうに思います。

次に、これは理事者になると思うのですが、現在介護担当課は第7期介護保険事業計画策定
に向けて取り組んでいます。その中で国は地域包括ケアシステム強化のための介護保険法の一
部改正を29年度に実施いたしました。そして、平成30年から32年ぐらいには、全面的に開始を
していただきたいというふうに国は言っております。この推進は、地域共生社会の実現への取
り組みとして縦割りから丸ごと転換への横割り、串団子を縦に刺すのではなくて横に並べて横
に刺すという、そういう仕組みづくりなのです。人口減少の中で分野をまたがる総合的サービ
スの提供、支援、そのために市町村による包括的支援体制の制度化、それから高齢者を、それ
と障がい者、障がい児、子供も大人もですが、同一の事業所でサービスを受けやすくする共生
型サービスを位置づけるのです。そのための圏域の中に分野を超えて総合的に世帯全体の課題
を的確に把握して、多職種、多機関のネットワーク推進のための相談と調整役として総合相談
支援包括化推進員の配置をするということになっております。それと、もう一つ、その各分野
の共通事項を定める上位計画として、地域福祉計画の策定が今は努力義務です。これが努力義
務ではなく、義務になると思います。そういったことが必要とされております。この設置をし
ていく中で特に言われていることは、首長、理事者のリーダーシップが必要だというふうにし

れております。これから介護体系の継続維持のための施策に必要であるというような形でこういったことが今構想を練られ、32年開始に向けてもうモデル地区でやっているところもありますけれども、そういったことで今後担当課側、理事者側としてこういった体制に変わっていく。これは、第7期計画を実施していく中で次の計画をつくっていくということになりますが、どのようにお考えになるか伺っておきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今の議員のほうから出されました地域共生社会づくり、私自身もまだまだ勉強不足のところ、しっかりとしたものを持ってはいないのでけれども、今本町においては第7期の介護保険計画の策定に当たりまして、やはり出されております地域共生社会の推進を見据えた地域包括ケアシステム構築のしっかりとした基盤づくりをしていかなければ、本来今国から出されている地域共生社会づくりは難しいことになるというふうに私自身は思っておりますし、まずは今の段階では7期の中では地域包括ケアシステムの基盤づくりをしっかりと進めていくことが重要だと思っております。

それから、もう一つご指摘がありましたように、地域福祉計画、本町においてもそれはつくられた形ではありますけれども、その改定がちょうど32年に本町における地域福祉計画の見直しがありますので、そことの兼ね合いを持ちながら、今後は今ご指摘があった障がい者、それから高齢者、そして子供たちを含めた地域の一体型といいますか、それぞれ地域住民が本当に主体的に主人公になりながらお互いを支え合う、その強弱はあるにしろ、支え合っていく、そういう体制づくりをしていかなければならないというふうに考えておりますので、うちの状況からいけば今7期の中ですばっとこの国から出されている地域共生社会づくりの部分は丸ごと出していくことはできませんけれども、それを見通しとした地域包括ケアシステムの基盤づくりはしっかりと進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。今副町長の話をお伺いして、本当に職員たちは今第7期の計画でいっぱいなのですよね。ですから、理事者側としてこういった介護保険制度、包括ケアシステムの構築に向けての基盤づくりをしながら、第7期の見直しの基礎づくりをしながら共生社会をつくっていくということなのです。それをやらないと、第7期計画の中には今は盛り込んでこられないと思うのです。ただ、奥底にそのことがないと、32年度の開始になって、ほかの地域がどんどんやっていったときに、第7期ではいい、終わり、終わるころに、はい、よいしょ、これからやりましょうということにはならない計画なのです。まして今度総合的に支援をしていかないと、介護保険制度自体が継続されていなくなるということが見据えられているわけですから、同時というか、そのことをしっかりと含めて今奥底に置いてやる。この次に向かって第7期をやっていくときに、それを奥底に置いてやるということをおっしゃいましたので、またそのときが来たら私も、いるかどうかかわからないけれども、勉強してしっかりとお聞きしたいと思います。

次に行きます。次に、介護予防対策の一つとしてフレイル対策、ここにも答弁がありますけ

れども、伺いました。老年症候群というふうに、それと重なるものがあるというふうに言われています。ただ、このフレイル対策は正しく介入することで介護予防にもつながる、再び元気になる可能性があるのをフレイルというふうに言われています。ただ、これを放っておくとフレイルドミノといって老年症候群が次々フレイルを放っておくことで生まれて、それがドミノのように重なって行って倒れてしまうという、そういう形になるというふうに言われています。町のニーズ調査で誰かと食事をする機会、1週間に一度もないが4割、年に何度かが13%、ほとんどないが8.9%というニーズ調査の結果がありました。また、半年間にかむ力、そのかむことの支障が出たという方が25%という結果がありました。そして、かめなくなったことで物が食べられなくなる、それを防ぐための口腔検査の実施、これはきっとやっていると思うのですが、このことの重点化と、それから管理栄養士を健康福祉課で採用して栄養指導もしているということなのですが、食習慣の改善指導が大変必要であるというのです、今後予防の大きな要因として。サロンとか、そういったものの中でもこれはできることなのですが、そういったフレイル対策を含めた今後の人の集まる場所とか、いろんなことでの検診、それから指導を含めて健康福祉課としてどのように対応していくお考えか伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 議員がおっしゃったように、フレイル対策は本当に重要な取り組みになるかと思います。それで、本町では、フレイル対策としての関係でございますけれども、今さまざまな介護予防事業、健康体操教室だとか、元気づくり教室だとかを今後進めていこうと思っております。仮称ですけれども、地域ふれあいサロン、住民が主体となるサロン、いろんな人が集まる場所で口腔ケアだとか、栄養指導、健康に関するお話を専門職からしていただく。今も既に人が集まっているところではお話をさせていただいているところでございます。また、健康福祉課に管理栄養士を配置しておりますので、中には軽度の介護認定者の方でやはり栄養を指導するべき方がいらっしゃった場合に健康福祉課と連携しつつ、そういう指導をしていただいている状況でございます。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

[5番 吉田和子君登壇]

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。このフレイル対策、今カフェと健康づくり体操とか、いろんなところで人と接するということなのですが、老年症候群なのです、一つの。そうすると、人と触れない、社会的フレイルということがあるのです。なかなかコミュニティー活動ができなくなってきているという、いろんなことが要因で。フレイルになることで出なくなる、出なくなることでフレイルが進むというふうに言われているわけです。ですから、社会的フレイルを予防するために、そういったところに出ている方はいいのですが、出ていない方の対策をどうするか。ですから、やはり先ほどおっしゃったような管理栄養士と保健師さんが連れ立って、そして訪問をするという、そういう中でそういう方たちの指導をしていくということも今後必要でしょうし、もう一つ、健康づくり体操とか、いろんなカフェに喜んで参加できる、そして楽しみをつくるということで、ある市町村ではそういったことに参加をすることで、私この前から何回も言っているような気がするのですが、市内の店舗に協力を得て、1回出ると

20ポイントもらえて、それが買い物をするときに使えると。それが一つの喜びになっていると。それが目的ではないですけども、その喜びで出ることでまた予防につながるということで、こういうポイント事業を実施しているところもあるのですが、こういった検討を前にもするよ
うに言った気がするのですが、こういったことも含めてどうでしょうか。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 今回実施したアンケート調査の中で、1週間の中でほとんど出ていないという方も中にはふえてきている状況でございますので、できるだけ外に出ていただく仕組みづくりということは必要になってくるというふうに考えております。また、そういったところでこれから住民主体のふれあいサロンなどは地域で少人数でお集まりになって、本当に楽しみながら集える場所づくりということを拡大していく中で、もう実際にふれあいサロンをやっているところのお話を聞きますと、ふだんまったく閉じこもりの状況の中でお声をかけて参加していただくという方も出ていらっしゃるということもありますので、このあたりは今後も広めていきたいと思えます。

また、ポイント制度の関係でございますが、第6期計画中にボランティアポイントなども含めてこういったところを検討していこうというふうに、今も実際内部で協議をしているのです。その中でポイントの事業対象をどこまで広げたらいいのかということも課題に挙げられます。最近やはり先進的なところは予防につなげるポイントを付与するという取り組みもございますし、以前はボランティアとしてポイントの付与というのも主体的でございましたが、本町といたしましてはこれから将来の実態に合ったものとしてポイント制度をどうするべきかということももう少し時間かけて内部協議していきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） もう少し時間ですね。大分前から言っているような気がするのですが、これは町だけでできることだったらもっと早く進むのではないかと私は思います。これは、商店街だとか、いろんな事業者を巻き込むことになりますので、やはり理事者にも動いてもらう。いい方法があったら、商工会とかとの交渉はやっぱり理事者の仕事ではないかと思えますので、これは町民を守るためですので、どんどん理事者に言っていって、こういったところをやってほしい、こういったことを進めてほしい、こういった話を進めてほしいということは遠慮なく言っていくべきではないかと思えますが、どうでしょうか。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） もちろん課長が抱えている課題をしっかり受けとめていかなければならないのが理事者の本分だというふうに思っております。そういうことで今出されたポイント制度のあり方については、さまざまなやり方というか、方法もあるだろうし、その対象をどういうふうにしていくか、今度はそのポイントを使える仕組みづくりの中で、町内にいる事業者がどのような受けとめをしながら福祉政策とのかかわりを実際にしていくのか、その辺あたりは先ほどもご指摘があった地域共生社会の一つのあり方というか、そういうふうなところも踏まえては考えていかなければならないと思っておりますけれども、前向きにその辺のと

ころの部分については担当課を含めてしっかりと共通認識を持ちながら考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時15分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。次に、内閣府の調査でセルフネグレクト状態の人は全国で1万2,000人いるとして、実質見えないところにもっといるのではないかというふうに言われています。各自治体は、どういう形で支援するか、大変苦慮しています。それは、受け入れられない人が多いということです。孤立死の8割がセルフネグレクトであるというふうに言われています。これをどういうふうに対応するかということで、大きいところだと先ほどサポート医の話がちょっとありましたけれども、サポート医が包括支援センターと連携をして訪問をする。また、住民がかかわるといことはこの答弁にもありますようになかなか難しい、人と接することを拒否するわけですから。ただ、これにやっぱり巡回相談の専門的な知識を身につけて、専門医を育成して主体的にかかわるべきではないかというふうに言われております。また、そういうふうにかかわっている市町村がありますけれども、こういったことを含めて担当課としてどのように今後を考えていきたいか伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 議員がおっしゃったとおりに、やはり1件1件というか、そういう心配な方の訪問をすることが一番対応しやすい状況になるかと思えます。しかし、なかなか今の包括支援センターの専門職もさまざまな事業の組み立てだとか、また最近そういった以外に高齢者の方のご心配な個別支援の方がふえている状況でございまして、そういう方はお一人いれば何回も訪問して対応していかなければならないという課題を抱えてございます。一人や二人ではない状況がもうどんどんふえてきている状況でございまして。その中でセルフネグレクト状態の方の掘り起こしということは本当に重要な課題と考えてございまして、ここでやはり今一番重要になってくるところは、見守りネットワークで連携した中で情報をいただいて、そしてそういった方たちの孤立死または閉じこもりを防止するために、相談を受けたらうちの専門職が丁寧な対応をせざるを得ない状況ではないのかなというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。ある地域で専門員が毎回その人と対応しないところへ訪問していた。行っても会ってくれないから、名刺を入れて帰ってくる。そして、名刺を入れて帰ってくる。何カ月か後にその方が亡くなっていた。本当にそのことがショックで、ただ

訪問をしたときにその名刺に訪問をした日程が全部書いてあったというのです。だから、その方は来てくれることにやっぱり思いがあり、接したいという思いはあったのだ、助けはやっぱり求めているのだということで、実際その方は本当に涙がとまらなかったそうです、その名刺を見て。やっぱり待っていてくれて、本当は会って話をしたかったのだということがわかったということなのです。これは執念というか、本当に地道な活動になると思いますので、ことしやった、今月やったから来月よくなるということではないと思いますけれども、人間として生まれて、最後をみとってもらえない、最後誰もいないところで亡くなっていくということのそういう実態を少しでも、一人でも少なくするためには、鋭意努力をしていただきたいというふうに思います。

次に、鍵預かり事業なのですが、これはやっぱり体制をきちっとつくりなないとなかなか難しいということで、苫小牧が来年からやるということで今試験的にやっていますので、いろんな情報を得ながら、参考になれば、もし白老でできるのであれば、そういった孤立死をなくして、亡くなって、何か様子がおかしくて、鍵や家を壊さなくても見れる状況をつくっていくべきだと私は思いますので、これはそういった情報を得ながらやっていていただきたいと思います。

それと、もう一つ、外出支援についてこういった情報があったので、お話を伺いたいと思いますが、厚生労働省と国土交通省は、過疎地で運転免許を返納したり、買い物に困ったりしている高齢者の交通手段を充実させるために、17年度に介護保険法や道路運送法に基づく指針を改正し、18年度から介護保険制度の送迎サービスを市町村が実施主体として送迎をしていくということになります。これは、住民ニーズにも対応しやすくするために、利用者運賃もガソリン代等の負担相当分ぐらいで、何百円かぐらいで済むような形にしていくということになっています。先ほども言いましたように、実施主体は市町村であります。これをやっていくということになると、総合支援事業がNPOとか自治体が指定したと言っていますけれども、こういったサービスをするということで支援団体がどうなのかと、間に合うのかなと、そのことも含めてお考えを伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 議員がおっしゃったように、今年度厚労省と国交省のほうで免許返納の方に対する移動支援ということで、送迎の関係が介護保険制度の中に、地域支援事業の新総合事業の中の新たな多様なサービスとして、もしこれを使うとしたら訪問型サービスという形になると思うのです。そこの部分については、今年度から内部で協議しておりまして、今後町内の関係する事業所とその話し合いをしていく考え方でございます。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 次に参ります。在宅介護、在宅医療体制整備について伺います。

在宅介護を支える定期巡回・随時対応型訪問看護、24時間体制ともう一点、小規模多機能型居宅介護施設、定員18人ですが、今後在宅介護、在宅医療を実施していくというお考えになるのであればこの2つの事業は大変重要になると思います。このことを介護事業計画の中では何回かやってきておりますけれども、やはり18名という定員では居宅介護施設はなかなか赤字に

なって厳しいということで、これを指導管理、指定の権限と監督権限は市町村になっておりますけれども、こういった在宅介護、在宅医療を実施していくための体制づくりとして、この2つの事業をどのようにお考えになっているか伺います。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 国のほうでは、在宅医療を推進するためということで、地域密着型、市町村が指定するものの、今議員がおっしゃられた2つのサービス形態を推進しております。今回第7期計画を策定するに当たって町内の事業所に聞き取りしておりますが、そういったところで皆さんに聞いた中では、その事業を展開するためには採算性が難しいということだとか、または一番重要なのは専門職の配置が小規模多機能であればヘルパーだとか、内部の介護職員だとか、看護師とかを配置するということになりますし、そうしたときには人材確保が今大変難しいというふうにお聞きしております、なかなかそこら辺が手を挙げてくれる事業所がない状況でございます。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 小規模多機能型介護設置については、18名という一つの制限がありますので、やはり18名では運営が厳しくなるということなのです。たまたま私たちが視察に行ったところで、市が建てて、それを民間の指定管理でやっていて、その施設長は赤字になかなかしたくないので、自分がもう夜勤も全部やって施設運営をしているという話を聞いてきました。私は、今白老町の病院改築計画がありますけれども、その中で総合的施設としてこの居宅介護施設をつくって、そして民間にそれを委託するという方法も考えられないか、建物があるとあと運営をするだけですので、それだったらできるということになると思いますが、その辺どのように、考えてはいなかったと思いますが、どうでしょうか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 私は、今町立病院の無床診療所化の方向性を示している中、保健センターとの協議の中でもやはりそれを補完する機能として、広域的な考えと、または病気ではなくてそういう介護の施設等々も近くにあったほうが良いという考えのもと、まずちょっとこれ平成34年に新しい病院づくりでありますので、協議の中では項目としては出ております。考えとしてはあるということです。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。大変うれしいことを耳にできました。計画ができるまでは実施されるかどうかわかりませんが、今後白老町が目指すのであればやっぱり高齢者を守るためにかわりになるものがないと不安を与えるだけですので、そういったことも含めて居宅介護施策は大変重要なことですので、検討していただければというふうに思います。

では、次に行きたいと思います。高齢者が住みなれた白老で暮らす、医療のかかわりによって終末をみとる連携の強化を国は最大のテーマとしています。在宅医療の充実があつて、在宅介護が普及するというふうに言われています。慢性期医療から在宅への移行、時々入院、ほぼ

在宅という体制づくりが包括ケアシステムの目的であり、そのために地域包括ケア病床の必要性も言われております。受け入れ患者の70%から85%は自宅へ戻っているというふうに言われています。それぞれの地域で役割分担が求められています。看護師の配置も今は7対1ですけれども、13対1でもいいというふうに言われています。この取り組みをきちっとうまくやることで、報酬も病院にも介護にも手厚くするというふうに国は言っています。実際来てみないとわからないですけれども、そういう方向性でこの施策を進めていくというふうに言っております。町立病院、また地元の医療機関も含めて療養型病床群がなくなる。きたこぶしもなくなるという中で、地域包括ケア病床、これは大体60日ぐらいの入院ということも言われておりますけれども、この病床の設置、これは居宅介護とはまた違ってくると思うのですが、この辺の検討が本当に町の目指すものを見ていくと必要ではないかと思いますが、その辺のお考えを伺います。

○議長（山本浩平君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） その前の小規模多機能を含めて居宅介護の問題と、それから今出されたような地域包括病床のあり方、これはやはりこの間町長の政策判断として出されていたこのところを踏まえながら、今後のあり方の中の一つの政策的な部分では考えていかなければならない、高齢者対策と言ったら申しわけないけれども、全体的な町の福祉政策としてのあり方は考えていかなければならない一つの項目だというふうな認識はあります。ただ、そのところが先ほどから全体的に出されている本町における高齢者介護のあり方とのかかわりをどういうふうに進められていかなければならないのか、その辺のところはやはりさまざまな専門家を含めて協議はしていかななくてはならないし、あり方については難しい部分もいろいろとあるかと思っています。そういうふうな中での押さえは、認識はしております。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 今後の病院の考え方の中で、私はきょう病院の質問ではありませんから、介護の立場からいきます。介護、医療連携型のこれからのあり方が必要だということで、在宅介護にしても全部医療が伴わないとだめだということになっておりますので、その患者さん方が放浪して歩くことのないようなきちとした形を、今後の病院を含めてつくっていかなければならない。それが介護の大きな目的であり、私はやっぱり介護との連携、話し合いが今後重要になるというふうに考えております。

もう一点、今町立病院に総合相談窓口があります。包括ケア病床の設置をしているところは、介護事業者と、それから病院との情報共有が大変必要だと言われているのです。それで、情報共有をするために、また病院から在宅へスムーズに行える医療と介護をつなぐ窓口が必要になってくるというのです。それを訪問看護師がやったり、また専門の看護師がついたり、両方、在宅にも明るくて病院のことも詳しい相談専門員の配置をしているところが多いのです。そうすると、病院から在宅へ行くときにスムーズにそのことをしてあげることができる。そして、元気になっていくというのです。この設置をすることが病院の包括ケア病床を置くことによつてできるということになっていきます。ですから、相談窓口の方は大変優秀でいろんな相談をし

でも本当にすぐいろんなことに対応してくれます。このものを生かしていけるのだなと私は思ったのですけれども、全部国はやってくれないというのはわからないですけれども、こういったことをスムーズにやって、病院から行く、またすぐ病院で面倒を見る。そういうことをスムーズにやっていくことで介護報酬も医療報酬もこのことについては上げるというふうに言っているわけです。手厚くすると言っているのです。ですから、私はこういった総合相談窓口も使った一つの形としてやっていくべきではないかなと。まだやるかどうかも検討中ですが、このことももしあれでしたら検討の中に入れて考えていただきたい。訪問看護も含めてなのですが、その辺を含めてどのようにお考えになるか伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 伊藤病院改築準備担当参事。

○病院改築準備担当参事（伊藤信幸君） ただいまのご質問でございます。

町立病院、今総合相談窓口があるというところの前提のお話で、地域包括ケア病床を設置する際にはこの役割が非常に重要で、さらに重要になってくるだろうというお話でございました。今回の町長の政策判断ということでは無床診療所化ということでございます。ただ、そういう中でもやはり患者様の相談を受ける体制というのはこれからも当然大事になってくるというところがございます。そういうところで来年度は、高齢者介護課のほうでも医療介護連携センターを立ち上げていくということでございます。そういうところとの連携もしっかり組んでいくような体制が病院のほうでも必要になってくるという認識を持っております。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。今介護と在宅医療体制について伺っておりますけれども、私はベッドをつくってほしいことを前提に質問しているのですが、無床診療所化で、何か何となく答弁がそういうふうに来てはいますけれども、全てこういった問題を絡めて無床にする、しないは検討をしっかりとさせていただきたいというふうに思います。

次に、ケアラー対策について伺います。ケアラー対策については、社協を中心に今認知症の家族を支える会をまた実施して、家族の会をつくるということも進めております。在宅介護、認知症だけではなくて全てを含めてやっていくべきではないかというふうに思うのですが、その辺の考え方が1点と、それから私以前にも質問いたしましたけれども、栗山町の社協は在宅看護者の在宅サポーターの定期的訪問をやっている。それは、出てこれられない方のためにです。それと、ケアラー手帳、先ほど手帳も配布していると言っていましたけれども、情報を共有して、本当に介護者が自殺をしたり、心中を図ったり、虐待をすることのないような、そういう提案を何回かしておりますけれども、その辺がどのように検討をされたのか。それから、ケアラーズカフェなんかもやっているとありますけれども、これは全部認知症も含めた在宅介護をしている人全てに対して町としてどういった方法をとっていくかということが今後必要になると思いますが、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 栗山町の独自事業としてケアラー事業を展開されているということですが、本町といたしましてはケアラーという名称を使わない中で、認知症の

方、またその家族が通える認知症カフェは今年度から本格的に開催はしておりますけれども、そのほかに在宅にお住まいの方の通いの場としましては、昨年度から、白老町広いので地区を3カ所に置いて、委託をして介護予防サロンをしている状況です。また、栗山町のように在宅サポーターの配置の関係でございますけれども、このことについては、今現在は検討していないのですが、今後これからの高齢者の状況等を把握しながら、これは本当に栗山町さんのような体制ができるかどうか、本町に合ったようなものについて検証していきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 何でも言ったことをやってくれとは言いませんけれども、必要であるかないか、そして必要であればやっていただくような方向性で進んでいっていただきたいと思っております。

次に、ヤングケアラーの支援体制について伺います。家庭の世話や介護を担う18歳未満の子供のことで、負担が常態化し、長期化になると心身の不調、学業への影響等の問題を抱える見えない介護者と言われる方が、実態は十分に把握されていないけれども、いるということがある市の調査でわかったのです。これは、日本ケアラー連盟が15年と16年に2市、2つの学校の81校の教員に実態調査をしたのだそうです。その結果、1市は25%、もう一市は49%の先生方がそういった子供がいる、そういった子供の気づきをしている、そういう結果が出ました。そのことから、学校では欠席が多かったり、遅刻が多かったり、学力に影響があったり、やっぱり子供だからなかなか理解できなくて心身に影響が出てきている。何をすべきかという、学校はやっぱり一番早期発見できる場だということです、学校が一番子供と接するので。それで、できるということから、先生方の目配りをきちっとしていただくということと、あとはもし気がついたら行政とか福祉に、また医療機関に支援をつなげていく、そういうことが学校の中での一つの義務というわけではないですけれども、先生方としてやるべきことではないかというふうに言われているのですが、教育委員会としてそういったことを気づいていただけるか、また今後の対応についてどのようにお考えになっているか伺いたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 岩本学校教育課長。

○学校教育課長（岩本寿彦君） ヤングケアラーの件でございますが、まずヤングケアラーの実態調査というのは、それを目的としたものは実施してございません。ただ、長期欠席されている、いわゆる不登校の児童生徒につきましては、毎月学校から教育委員会のほうに報告をすることになってございますので、ここの中からいわゆる子供の変化、様子といったものを学校と教育委員会それぞれで情報共有をして対応しているというような考え方になってございます。

それと、不登校ではないのですけれども、いわゆる学校には来ていますけれども、ヤングケアラーと言われている子供がいたとした場合は、やはりこれは日々担任の先生が毎日子供と顔を合わせておりますので、そこから子供たちに何か変化があれば担任の先生から面談みたいなものをしながら、悩み事などを把握しているということになるのかなというふうには考えてお

ります。それと、仮にそういうヤングケアラーの子供がいたとした場合は、やはり教育委員会のほうにもスクールソーシャルワーカーもおりますし、そういったところから必要があれば福祉関係あるいは介護サービスといったものにつなげるというような体制は構築されているのかなというふうに考えております。

また、育児放棄あるいは虐待につながるような事案とした場合は、やっぱり子供のカウンセリングといったものも必要になりますので、そういった場合につきましては関係機関を集めてケース会議といったものも開いて対応しているという状況でございます。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。先生方はそうでなくてもいろんなやることはいっぱいある中で、またそこまで気づけというのもちょっと酷な話なのですが、やはり子供を守り、その裏に家族が大変つらい思いをしているとか、そういったことがあると思いますので、先生方に常にその子供たちの変化に気づいていただきたいと、このように願っております。

次に、介護職員体制について伺います。白老町は、全国で言われている20%にはいかない、少ないということでちょっと胸をなでおろしておりますけれども、ただやめていく中でそこはまたやめていったところは足りなくて、その負担がほかの職員にかかっているということですので、やはりそういった情報を常につかみながら育成をしていくということが大事ではないかなというふうに思いますが、第7期計画の事業計画の中に人材確保方針を位置づけるというふうにしなさいということになっておりますけれども、今回の第7期計画の中で介護人材の育成に対してどういったことが述べられているのか、その点を1点伺いたいと思います。

それと同時に、もう一つ、時間が余りありませんので、まとめて言いますけれども、利用者からのセクハラ、暴力、暴言に対してなのですが、これはお金を払っているのだからこれぐらいという高齢者、私も高校生のころ施設を訪問したことがあるのですが、そういった思いをしたことがあって、二度と行きたくないというふうに思った、まだ若かったので、対応できなくてそう思った経験はあるのですが、そういうものに対して、それぞれの職員はもう今実施していると思いますけれども、助けを求められる環境づくり、それからもう一つは新人研修でしっかり自衛策を学ぶ、それから職員研修等で対応に必要な知識を身につける、こうしたらこういうふうにするとか、こういうふうに逃げるとか、先輩にこうやって言うとか、そういう対応の知識を身につけるということを実施すべきというふうに言われておりますけれども、当然対応されていると思いますけれども、白老町としてはそういうことがあるということですので、その辺どのようにまた今後対応していくか伺います。

○議長（山本浩平君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 介護職員の人材確保の関係でございます。

第7期計画は、今まだ完成版ができていないさなかでございまして、国から示されている人材確保のための方針的なものを町としてどういったものを計画にするかというのは今後検討して入れ込んでいきたいというふうに考えております。

また、クライアントハラスメントの関係でございまして、町内にはさまざまな事業所がござ

いますので、そういったところで以前からもいろいろお話は聞いていますし、情報は入ってきてはいるのですけれども、今回改めて聞き取りしている中で、やはり組織としてのバックアップ体制はとっているというふうにお聞きしておりますし、また実際特定の利用者の病歴だとか、またはさまざまな家庭状況だとか、いろんな精神状態も影響あるでしょうし、また職員の対応の問題でそういったこともあるというケースもあるでしょうから一概には言えないところがあるのですが、全ての事業所としてバックアップ体制はとられていると思います。また、クライアントハラスメントを受ける職員は新人さんが多いというふうに聞いておりますので、そのあたりはベテランの職員の方がやはり支えているというふうな状況はお聞きしております。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

〔5番 吉田和子君登壇〕

○5番（吉田和子君） 報酬も余り高くない中で、仕事も重労働で大変ですし、それにまた精神的なそういった部分があると、やっぱりそれを1つずつ取り払って仕事をしやすくするようになるということが大事だと思いますし、今国は人づくりで10年以上勤めた方は月8万円の昇給をするという、5年の人はではどうするのだという話も出てくるとは思います。そういったことで今後いろんな職員の処遇に対しては出てくるとは思いますけれども、第7期計画の中でしっかりそれを組み入れながら、働く人が安心して働けるように、安心して働けるということは介護を受ける側が安心の介護につながりますので、頑張りたいというふうに思います。

最後になりますので、理事者に伺いたいと思います。今ずっと質問してきました。地域包括ケアシステムの強化を図るための法改正があつて、地域共生社会の実現、新たな行政サービスの位置づけと地域福祉の支援を必要とする町民の生活課題に縦割りではなく横断的手法の必要性が先ほど言いましたように出てきます。現在も中心的な存在として立ち位置にあるのは、私は社会福祉協議会ではないかというふうを考えております。その中で社会福祉協議会がカフェとか、そういったものを実施する。実施したい人を募って、赤い羽根から補助金を出してやって、まだまだ募っているというところもあるのです。また後見人制度、それから先ほど栗山でやっている介護者に対する支援をしていく。いろんなことの立場で社協の位置づけというのは大変重要だと思うです。町行政と社協がしっかりタッグを組んで、包括ケアシステム構築のサービス向上のためにトップの協議がまだまだ必要ではないかというふうに私は思うのです。そういったことを含めて同じ目線で福祉向上にともに進んでいくということが今後福祉行政、介護行政を進めていく大きな基本になっていくのではないかなというふうに思いますが、そこがうまくいくといろんな他機関とか他職種の方々を巻き込んでいけるのではないかというふうに考えるのですが、その辺の考えを伺って、終わりたいと思います。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今回質問の流れの中で地域包括ケアシステムをいかに推進し、深化を図るかということの大事さということについてご質問を受けました。地域の住民の方、そして町内の関係機関の方はもちろんですけれども、社会福祉協議会の存在というのはこれまでもそうですけれども、これからはもっともっとやはり行政と、今タッグという言葉がありました

けれども、本当に連携を図りながら進んでいかなければ、本来のケアシステムがしっかりとしたものになっていかないという認識は非常に強く私たちも持っております。ことしから、先ほど課長のほうからもありましたけれども、地域ふれあいサロンづくりを社協の職員と行政の職員が一緒になって作り出しをしております。そういう関係性も大事にしながら、これから本当に社協と行政の関係性のあり方だとか、それから委託のあり方も含めて、しっかりと社協との関係づくりは進めていきたいと思っています。それから、社協のほうも会長も含め、それから事務局も体制がまた変わるというふうな、そういう中でもありますので、町長を含めて理事者との協議、懇談含めて職員目線とはまた違った意味での連携のあり方について話をしてみたいなというふうに考えています。

○議長（山本浩平君） 以上で5番、吉田和子議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

◇ 前 田 博 之 君

○議長（山本浩平君） 次に、13番、前田博之議員、登壇願います。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 13番、前田です。4項目について質問します。

まず初めに、町立病院の方向性についてです。

（1）、改築基本構想のあり方についての苦小牧保健センターからのアドバイスによる検証内容と結果について。

（2）、地域完結型、かかりつけ医、無床診療所に至った苦小牧保健センターとしての要旨と合意についてです。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 町立病院の方向性についてのご質問であります。

1項目めの改築基本構想のあり方について、検証内容と結果及び2項目めの地域完結型、かかりつけ医、無床診療所に至った要旨と合意については、関連がありますので、一括してお答えいたします。平成28年5月、老朽化著しい現病院の早期改築を行う必要があることから、白老町立国民健康保険病院改築基本構想を策定したところでありますが、本年2月以降一般財団法人苦小牧保健センターとの覚書に基づく協議及び意見交換において、将来にわたり永続的に地域医療を確保するための新たな病院像についてどうあるべきかとの観点により、本町の基本構想のあり方について専門的な知見をいただき検証してまいりました。

その中で現在国が抱える少子高齢化を背景とした社会保障給付費の抑制対策として打ち出し

れる地域包括ケアシステムの構築や医療機能分化、強化、連携の推進、診療報酬体制の見直しなど国の医療改革の本格的な取り組みが加速化する現状や苫小牧市と登別市に挟まれた本町の日常生活圏域のかかわりとしての医療提供体制と患者の動向実態を踏まえ、これからの地域医療のあるべき姿と健康寿命延伸の取り組みの重要性について、本町と保健センターとは共通認識に立つものであります。

このたび私が町立病院の方向性を政策判断した経緯としては、このような現状分析を踏まえると、当初の基本構想に基づく病院運営を行うことは将来に向けて安定した経営が困難であると認識したものであります。そして、今でも町内医療機関を初め苫小牧市及び室蘭市医師会の協力体制により東及び西胆振医療圏域においては町民への医療提供が円滑に行われている現状を踏まえ、これらの医療連携をさらに強化することによって地域で支える地域完結型の医療が可能であるとの考えのもと、今回の改築を契機に将来を見据えた病院骨格のあり方として、町民のためのかかりつけ医機能を有し、病床を保有しない無床診療所とすべきであるとの政策判断に至ったものであります。

なお、今回の政策判断は、白老町の重要な医療政策という位置づけのもと、保健センターへもあらかじめお示しした上で、さきの議会全員協議会の場において発表したものであります。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 町立病院の方向性については、特別委員会で審議していますので、その点を考慮に入れて質問していきます。

町長が町立病院の無床診療所化に向けての政策判断したことについて、多くの町民の方々が疑問を感じています。これまで3回の特別委員会での傍聴がそのことを物語っております。苫小牧保健センターとの協議の経過についてでありますけれども、ただいまの答弁では言葉でこういうことをやるよというだけであって、結論に至った経緯が理解できませんので、そこでお聞きします。覚書を締結したのは実際にこの前の資料から見れば3月6日になっていますから、3月6日の懇談を皮切りに10月31日までの間に延べ15回にわたり協議、意見交換を行って来ていますけれども、11月以降もあると思いますけれども、その出席者と協議内容等々についてお聞きします。

○議長（山本浩平君） 伊藤病院改築準備担当参事。

○病院改築準備担当参事（伊藤信幸君） ただいまのご質問でございます。

3月6日を皮切りにということでございました。3月6日、それと3月28日につきましては28年度ということで、私がこちらの役職につく前になってございます。こちらにつきましては、病院事務長、次長を含めまして出席をさせていただいています。3月28日には、私が内示を受けた直後ということで、自己紹介も兼ねて参加をさせていただいております。4月12日以降事務協議を行い始めたということでございます。これが10月31日まで計13回ということで、こちらにつきましては私と、あと野宮病院事務長が全13回出席をしております。その要所、要所の中で副町長もご同席いただく場面があるということでございます。

内容につきましては、個別のこういう内容でということではなくて、今回町長の政策判断を

するに至った経緯、先ほどの町長のご答弁にもあったように町の政策判断をしていくという流れの中で、まずは昨年の5月に策定をした基本構想のあり方について検証をさせていただきました。これから地域医療に求められる姿、それと今ご答弁ありましたとおり国の状況、医療、介護の動向ですとか、それから見えてくるこれからの予測だとかというところを町と保健センターそれぞれお話し合いをしながらというようなことで計13回やっております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 後の委員会でも出ると思いますけれども、会議録の提出をぜひお願いしたいと思います。

そこで、町長は沖理事長と幾度となく懇談させていただいていると、こう議会で答弁していただけますけれども、この13回の事務協議には出ていないようですけれども、これ以外に沖理事長との協議、政策判断するまでの間に何回懇談していますか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○13番（前田博之君） 期間はいい。何回やったかと。理事長と何回話したかという、この件で。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時08分

再開 午後 1時09分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

伊藤病院改築準備担当参事。

○病院改築準備担当参事（伊藤信幸君） 実際町長が沖先生とお会いしたということの懇談ということでございます。そういう場面の中で私ども事務方も一緒にご同席をさせていただくという機会もございました。同席をさせていただいていたという部分では、2回ほどあったかということで記憶してございます。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） これは、町長が私たちにといますか、事務方と打ち合わせをして、会うということについての、そういう会い方と町長が苫小牧に別の要件で行ったときに沖理事長といますか、その病院に行って会ってみるということもありますから、回数的にどこで、副議長のほうで聞きたい部分がどういう場面の沖理事長と会っている場面なのか、そのところで判断しなければ、町長がある意味行ったときに会っている回数を私たちが把握しているというふうなことにもならない場合もありますから、その辺のところをちょっと申しわけないですけれども、教えていただけますか。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 今事務方からも去年の5月の基本構想策定の中で検証したと言っていますよね。今回11月6日に政策判断しましたよね。政策判断するに至るまではトップ会談はや

っていると思います、自分が判断しますから。そういう部分の経緯の中で政策判断するまでの間にトップの方といろいろな話をしていると思うのだけれども、それはどうですかということ。だから、他意はなくて、町としてやっぱりお願いに行くわけでしょう。その中で、会議録は出さないと言っているのだから、後で請求またしますけれども、何回ぐらい会って話が煮詰まったのですかということ、事務方ばかりに任せないで。なければなくていいです。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 会議というか、会う中身は別として、ちょっと正式には私も記憶していませんけれども、2カ月に1回ぐらいのペースでは少なくとも会っていると。その中では、苫小牧の医師会の会長でもありますので、それは新しい病院に限らず、ご挨拶という点も含めてということ。です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） それで、先ほど答弁で医療政策の位置づけは保健センターへもあらかじめお示しした上ですと、こう言っています。そうすると、11月6日の病床数をゼロとした経営形態及び病院骨格の政策判断が示されましたけれども、このことは苫小牧保健センターの沖理事長も承知をした上での公表ですか。

○議長（山本浩平君） 伊藤病院改築準備担当参事。

○病院改築準備担当参事（伊藤信幸君） 11月6日の政策判断までの事務協議の中で、今回の町の政策判断、11月6日にお示しした資料も含めましてあらかじめ保健センターさんのほうには町の考え方をお示ししております。当然これは、町と苫小牧保健センターという組織との協議でございます。という中では、沖理事長も当然そここのところをご承知いただいているという認識を持ってございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 次に、病床数についてでありますけれども、このことについては6月、9月の議会で皆さん再三質問しています、私を初め。それで、この答弁を聞くと町と保健センターの間において地域医療をどうしていくかという意味合いであり、センターからの提案があったところを具現化するだとかということでもなく、これはまちのことだよ、うちの基本構想は43床程度ということで話しているというふうに答弁しているのです。そして、特別委員会でも43床をもとにしながら話し合いを進めてきたと、こう答弁しているのです。そうしますと、病床数43床はいつどのような形で頓挫したのですか。

○議長（山本浩平君） 伊藤病院改築準備担当参事。

○病院改築準備担当参事（伊藤信幸君） ことしの6月、9月と病院の保健センターとの協議というところでご質問を多々いただいたところでございます。そういうところで、まず基本構想をベースに協議をしているというところでお話をさせていただいていました。ここのところは、まずは町の姿勢としてはやはり基本構想がどうあるべきかというところも保健センターさんにいろいろ知見をいただきながらというところでやってございました。その43床が頓挫し

たタイミングがどうなのかというところのご質問でございますが、まず病床のとり方をどうするべきかというところは、最終的には10月の段階で町長のご決断があった中で、町としてそういう方向性に至ったということでございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） それでは、議会で基本構想33床程度を前向きに話ししたけれども、そうするとこの病床数43床をゼロとしたのは白老町からということですね。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 病床数につきましては、これまでも答弁させていただきましたけれども、いろんなシミュレーションをもってやっております。当初といいますか、私たちがこれまでもお話ししていたように、43床というのは基本構想の中で出したわけですから、それをもとにしながら話をしてきました。その中でこれまでも議会の中であったように、19床というふうなこともありました。それから、30床というふうなことも考えました。それから、ゼロという場合はではどうだと、そういうふうなことも含めてこれまで進めてきて、最終的に判断としては今言ったように10月の末に政策判断をするに当たりまして町長のほうで押さえて、皆さんのほうに政策判断としてお示しをしました。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） それでは、6月、9月議会とか、特別委員会でもあったと思いますけれども、保健センターから19床の有床診療所の提案があったと何遍も答弁しているのです。そこで、実際に同センターから提案のあった時期とその内容はどういう形で提案されましたか。

○議長（山本浩平君） 伊藤病院改築準備担当参事。

○病院改築準備担当参事（伊藤信幸君） まずは、19床の提案があったということにつきましては、さきの5月末でしたでしょうか、議会の全員懇談会の場でお話をさせていただいているところでございます。新聞報道が先行した中で19床の提案があったというこの報道がございました。そこにつきましては5月でしたでしょうか、5月の段階での提案があったというようなことで押さえております。

○議長（山本浩平君） 内容ということも聞いていました。

伊藤病院改築準備担当参事。

○病院改築準備担当参事（伊藤信幸君） 内容につきましては、先ほど副町長のご答弁にもありましたとおり、さまざまな病床数のシミュレーションがある中の一つとして19床というような保健センターの提案があった、それがまず、病床数のあくまでも一つのご提案であったというようなことで認識してございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 私が聞いているのは、43床はだめだったでしょう。だから、苫小牧保健センターでこういうことだから19床がいいのですよと来ているはずなのです。その内容を聞

いているのです、うちの思惑ではなくて。センターがちゃんと文書があるか、あるいは皆さんが協議してそのものをつくって町長に多分言っているはずです。だから、保健センターの側が19床を提案しているのだから、こういうことが白老町さんの地域の医療として最もいいですと提案されているはずなのです。その内容を聞いているのです。

○議長（山本浩平君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） センターから提案された大きな柱、理由としては、やはり財政的な押さえがセンターのほうから出された部分は大きいです。それと、今後やはり患者数の減少というふうなことがある中で、どういうふうにはほかの病院も含めて患者の確保をしていくかというふうなところで、それで地域的にその関係、位置づけといいますか、それぞれの役割分担をしていったときに、本町が43床を持つよりはもっと患者数を少なく確保する、そういうふうな観点で役割分担を果たすことから、これまでも町長の説明にもありますように、地域型の病院づくりを進めていく観点からいけば、19床というふうなところは1つ考えられるというふうなことであります。ただ、その押さえは、19床が果たしていいのかどうかというふうなことの精査は5月の段階を結論づけた、19床だというふうなことではなくて、そういうことも考えてシミュレーションをしていきたいと思いますというふうなことでのあくまでも提案でございますので、必ず19床でいきたいと思いますというふうなことではないということは1つ押さえておいてほしいと思います。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） どうも厳しい答弁、厳しいというか、理解できない答弁です。では、端的に私聞いていますから、端的に答えてください。そうすると、今の答弁踏まえると、19床は実を結ぶことになりませんでしたよね。再三双方の協議だと言いますが、これはやっぱり交渉事ですから、ではこの19床について苦小牧保健センターから提案があったのだけれども、そういう状況で取り下げたのか、あるいは白老町が財政云々と言っていますけれども、19床がだめだからと難色を示したのか、どちらですか、それなら。

○議長（山本浩平君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 何度もお答えしているように、今回無床にしたということについては町としての判断としてさせていただいております。ですから、19床がよくて、43床がよくて、そういうふうなことだけではなくて、さまざまなシミュレーションを行ってきている中で、では本町としては無床であってもこれからの地域医療はつくれる、守れるというふうなことでの判断だというふうな考えてほしいと思います。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） それなら、今19床かな、何か5月ごろだと言っていましたよね。その辺が微妙な線なのだけれども、そうすると私9月の議会の会議録、6月も読んでいますけれども、精読してきたのです。今思うと、何回も病床数43床、19床についての答弁が非常に消極的で、後退した感のある答弁に終始していたように私は思うのです。今の答弁聞いてもそうです。

はっきりしていないのです、時系列的に。そこで、ずばりお聞きしますけれども、無床診療所については9月議会前の早い段階でもう決まっていたのではないですか。

○議長（山本浩平君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） それは、決してその時点ではありません。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 大事なことです。後ほど会議録を見ればその経緯についてわかると思いますし、私もそれなりに調査をしていきたいと思っています。

それでは次に、ちょっと変えますけれども、この議論をしても延々となりますので、特別委員会もやっています中で、その中でもまたやりますけれども、今の答弁もいただいたのだけでも、本町と保健センターとは共通認識に立つものでありますよという言い方もしています。そうすると、この無床診療所については再三今答弁してありますけれども、苫小牧保健センターからの専門的知見によるアドバイスの上に立った町長みずからの政策判断として捉えていいですか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） アドバイスもいただきながら、総合的に判断したということです。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 総合的な判断ですね。そうすると、町長が政治判断した無床診療所については、沖理事長と合意していない、あるいは合意に達していないということでよろしいですか。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時25分

再開 午後 1時26分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

もし質問の内容がわからなければ、また暫時休憩しますから、逆に聞いてください、前田議員のほうに。

〔「いいですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時26分

再開 午後 1時28分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 今言った内容でありましたら、沖理事長のほうもこの政策判断についての押さえは合意というふうなことで捉えられると思うのです。ただし、病床数だけのこと

ではなくて、まだまだ協議しなくてはならない項目内容についてはありますから、その部分について全てにわたって協議が成立、全てが成立しているという解釈ではなくて、この病床のところとこの間出した政策判断のところは理事長も押さえはしているというふうに判断しています。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） なぜ合意したかということ、交渉事ですから、この内容非常に大事なのです。向こうもこれでいくよということで、町長の政策判断でこうしたらどうかというのは、今副町長の答弁大事なところなのです。なぜ私はそれを聞いたかということ、今後のこれからの基本計画とか改定をする上で大事になってくるのだけれども、なぜ合意について聞いたかということ私はあくまでも専門的知見やアドバイスの範疇に押さえていたのかと思っているのです。ですから、合意かと聞いたのです。今答弁聞くと、完全に合意でもないですね、まだ。合意と言えるのかどうか。もう一回聞きますと、ではもし苫小牧保健センターから町長が経営形態及び病院の骨格について政治判断したことについて合意を得たということに理解すると、保健センターのほうからその政策、方向性、無床診療所についての縛り、あるいはもう拘束されているのかどうかということを知りたかったのです。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） ですから、今私が答弁させてもらったように、まだまだ協議事項についてはあります。ですから、そのところが全てこれによって縛りというふうなことでの押さえは、やはり本町が主体的にイニシアチブをとって進めていかななくてはならないわけですから、あくまでもそのところに、今副議長が言う合意は沖理事長のほうもその部分では押さえおられますけれども、全部の範疇での縛りがではそこでセンターが主体になってといいますか、主導してつくり出していくかというふうなことではないということは押さえしてほしいと思います。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） では、私も今後の議論をする上で縛りあるいは拘束がないという部分で議論していきたいと思います。

そこで、病院も含めてですけれども、どんなによい政策と思っても町民がついてきてくれないければなかなか厳しいし、実現不可能です。なる可能性も高いのです。そこで、無床診療所がありきの拙速を避けて、全住民の意見や声を聞きつつ、かつ反映させることはもとより、議会や特別委員会の提案や意見も十分尊重して、地域医療体制の崩壊を招かないように、特に町民の目線で満足度の高い本町の医療提供体制の構築を改めて考えられたらよいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 前田副議長がおっしゃっているのは、私の医療政策がだめだという前提で今発言しているのですよね。私は、この医療政策はいいと思って提案していますので、こ

これは町民のためだという提案でありますので、その政策判断を変えるということはありません。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 私はだめだと言っています。町長の決めた政策を私は私なりに思っている政策の方向の中で議論しようと思っっていますから、今言ったような提案の形もしていませんので、だめと言っていますから。ただ、町長の政策に対してはこういうことだという批判なり意見は言っているということです。それは、議論の場ですから、断定的にそういうことをやると議論進まなくなります。だから、私はこの議論の中で、では私自身も白老町の医療体制がどうあるべきかということを考えて町長と政策論争していますから、そういうことです。

病院終わります、これで。

○議長（山本浩平君） 前田議員、今の質問はどんなにいい政策でも町民がついてこなければ意味もないと。そして、全住民の意見も聞くべきだと。特別委員会の意見も聞くべきだと。そして、すばらしい医療のあり方について改めるべきではないかという質問でしたから、ですから町長はそのように自分の考え方は変えるつもりはありませんと、そういう答弁ですので、そのようにご理解いただいて、質問して終わってください。

13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 私あえて言っているのは、町長は今回の政策出しましたけれども、前回も言っていますけれども、いろいろ見ていくと国初め、これ道の医療政策もあるのですけれども、読んでいくと北海道地域医療構想とほぼ似通った内容になっているのです、今回出している部分は。ですから、私はさっき言ったように白老町の町民の目線にあって、みずから白老町の医療がどうあるべきかということをもう少し考えてはどうですかということを行っているのです。そうでしょう、今議長も言ったけれども。私断定して言ったわけではないです。町長に示唆をして、私は住民の代表として、町民の目線で満足度の高い白老町の医療提供体制の構築を改めて考えてくれませんかと言っているのです。ないならないでいいです。どうですか。私そう言っているのです。それに対する度量はないですか、町長。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 先ほど副町長もお話ししたとおり、今まだコンクリートされてこのままこの形でいきますというのは、基本構想も改訂版も出していないし、計画の素案も出していない段階で、もっと考えるという、考える意思は大変ありますし、町民の声を聞く意思も持っているつもりでありますので、それは今後続けていきたいと思えます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 町長、町長の答弁の前に副町長言ったでしょう。だから本来町長から言えば話が通じたかもわからないけれども、副町長がそういうような若干の前向きと縛りはないよと、これからも町民の意見を聞き、議会の議論も十分に聞いて政策を考えていきますと言っているから、私は最後の結論の言い方をしたのです。それを町長ばかりとやったら身もふた

もなくなります。それでやるならやっていますよ、どうぞ。そういうことです。

では、次に移ります。次、白老町の救急、警防体制についてです。

- (1)、火災、救急、警防の出動状況と課題について。
- (2)、救急件数、搬送人員の状況について。
- (3)、町立病院に受け入れ要請を行った救急件数とその実態について。
- (4)、救急医療体系（大人の救急患者、子供の救急患者）について。
- (5)、救急搬送、受け入れ態勢の現状と課題について。
- (6)、救急自動車、救急隊員、通信指令の救急搬送体制の実態と課題についてです。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 白老町の救急、警防体制についてのご質問であります。

1項目めの火災、救助、警防の出動状況と課題についてであります。平成28年の出動状況につきましては、火災出動11件、救助出動11件、警防業務出動58件となっております。乗りかえ運用しているため、重複事案の際に休日や夜間でも休みの職員を招集して体制を確保しなければいけないことが課題となっております。

2項目めの救急件数、搬送人員の状況についてであります。28年の救急出動につきましては、出動件数は980件、搬送人員は892人となっております。搬送先については、町内279人、31.2%、町外613人、68.8%となっております。

3項目めの町立病院に受け入れ要請を行った救急件数とその実態についてであります。28年の町立病院に受け入れ要請をした件数は309件で、そのうち204件の受け入れとなっており、105件は専門外や処置困難等の理由により他の医療機関に搬送しております。

4項目めの救急医療体系（大人の救急患者、子供の救急患者）についてであります。救急隊が搬送する病院については、救急病院等を定める省令によって規定された救急告示病院とされておりますが、疾病や負傷が軽易なものや直ちに応急的な処置が必要な場合はその他の病院、診療所とされております。特に子供の場合で特定分野の小児医療は、医療圏域によって重点化選定病院が指定されております。

5項目めの救急搬送、受け入れ態勢の現状と課題についてであります。転院搬送を除く出動については、現場到着後傷病者の症状から救急隊長または救急救命士が受け入れ病院を選定し、受け入れ要請を携帯電話で行っております。救急隊からの受け入れ要請時にスムーズにいかない場合があることが課題となっております。

6項目めの救急自動車、救急隊員、通信指令の救急搬送体制の実態と課題についてであります。国が示す消防力の整備指針では、10万人以下の市町村で2万人に1台の救急車を配置しなければならないとされておりますが、現在当町は稼働車2台と非常用として1台配置しております。台数は基準数を満たしておりますが、今後救急車の走行距離数により更新時期も短縮しなければならないと考えております。救急隊員につきましては、救急車1台に3名乗車となっております。現在当町の救急隊員有資格者は46名であり、無資格者については順次資格を取得する予定であります。通信指令体制につきましては、現在2名で対応しており、救急通報受信

時の症状に応じて応急手当指導員の資格を持った職員が救急車到着までの間救命処置や応急手当などの口頭指導を実施しております。その中で一番の課題は、年間900件を超える出動に対して次の重複出動に対応するため、休日や夜間でも休みの職員を呼び上げていることでもあります。今後当務人員で最低限の重複出動に対応できる体制を構築する必要があると考えておりますので、この体制強化に向けて計画的に取り組んでまいります。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 消防職員は、救急搬送や病院等への受け入れ要請などで非常に厳しい状況に置かれているものと察するところです。救急搬送において受け入れ医療機関の選定が困難である事案が社会問題化していますが、本町の救急現場での実態はどのような状況にありますか。

○議長（山本浩平君） 越前消防長。

○消防長（越前 寿君） 先ほど町長のほうからもご答弁がありましたとおり、基本的には現場の救急隊員の判断においてその症状に合わせて医療機関を選定しております。その中で連携体制がうまくいかないというご答弁がございましたが、電話で救急の受け入れ要請をしている関係上、直接ドクターとお話をできる病院についてはスムーズに態勢とれるのですけれども、一旦受け付けたり、それから看護師なりというのを介しますとそこで電話が保留されてしましまして、長時間そのままの状態にされてしまうであるとか、そういうケースがございまして、28年のケースでは30分ほどそれで現場で時間を要したというケースがございまして、結果的にはその医療機関で受け入れしていただけなくて苦小牧の病院のほうに搬送したということで、最終的には1時間程度かかってしまったということで、傷病者の方には大変ご迷惑をかけた結果であると考えています。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 今受け入れ時間というのか、あるいは到達してからの時間ですけれども、これは平均的だと思いますけれども、町内と町外に分けたらどれくらいの時間を要しているかわかりますか。

○議長（山本浩平君） 越前消防長。

○消防長（越前 寿君） 本署管轄であるか、出張所管轄であるかということで違いはありますけれども、最終的には病院までの搬送時間で国の28年の平均が39.4分、これが国の平均的な病院到着までの時間なのですけれども、これを超える時間経過しているというのが本署から室蘭方面に搬送している2カ所の病院が40分と41分ということで、それ以外につきましては全て国の平均内にはおさまっております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） ある程度の時間の中でやっているということですがけれども、これは町長がこの前の病院の特別委員会で言っているのですけれども、町立病院が救急告示病院でなく

なっても救急業務がデジタル化になったので、救急体制は今まで以上にスピードアップするので余り支障がない、救急病院でなくなっても支障がないという意味だと思いますけれども、余り支障はない旨の答弁をしていますけれども、これはデジタル化でどういうふうになら変わった、どれだけスピードアップになったのですか。

○議長（山本浩平君） 越前消防長。

○消防長（越前 寿君） デジタル化になったのは、無線がデジタル化になったということですので、直接的にそれが救急搬送時間の短縮に影響しているかといえばそういうことでもございません。ただ、本部とのやりとりの間で、例えば現場で病院連絡が無理な場合、あるいは本部通信指令室からしなければならぬという場合であれば、無線の通りがよくなったというのは一つの短縮にもつながるのかなと考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 次に移ります。それで、町立病院の救急搬送受け入れ要請、今答弁ありましたけれども、28年は309件、それで受け入れが204件ですよね。そこで、町立病院が仮に、仮にというか、万が一だね、私も先ほどの同僚議員でないですけれども、無床診療所を前提にして質問しているわけではありませんから、町立病院が救急指定から外れることになると、町立病院で受け入れしていた204件は他の救急指定病院等に搬送されると思うのです。そうするとこの204件がふえるということになれば、町民や救急業務にどのような影響を与えますか。

○議長（山本浩平君） 越前消防長。

○消防長（越前 寿君） 今副議長が申されたとおり、町立病院は、28年では204件の搬送となっております。これは全搬送している病院の中で一番多い件数となっております。次いで数字挙げますと苦小牧の王子病院で201件、苦小牧市立病院で154件となっておりますが、実はこの次に町内の民間の病院、診療所、生田さんと、それから藤田さんなのですけれども、この2件を合わせると75件ということで、4番目に多い受け入れ件数ということでご協力をいただいているところでございます。先ほど町長のご答弁にもありましたとおり、あくまでも搬送病院につきましては救急病院等を定める省令によりまして救急告示病院ということになっておりますが、症状の軽いもの、あるいは直ちに処置が必要なものにつきましてはその他の病院、診療所ということになっておりますので、町立病院が救急告示をしなかったということであっても、町立病院の開業時間中にあつては救急を受け入れてもらえる体制というのは組んでいただけるものと考えておりますし、また今前段でお話ししたとおり町内の民間の医療機関でも相当数28年度も受け入れしていただいております。ですから、これについても今後そういう町立病院が救急告示をしないとなった場合には、町と、それから医師会等と協議をして、救急、それから急患の受け入れ体制、これについてしっかりと町としてお話をしていくべきではないかと考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 今答弁ありました。そうすると、救急搬送207件のうち、日中と夜間に

分けた件数は押さえていますか。

○議長（山本浩平君） 越前消防長。

○消防長（越前 寿君） 204件なのですけれども、204件のうち夜間、それから休日の受け入れ件数が124件、60.8%、これが休日あるいは夜間の受け入れとなっております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） それで、特別委員会でも町長言っているのですけれども、無床診療所になっても平日の日中においては適切な救急処置や診断を敏速に行っていくと、こうしています。そうすると、今の消防長の答弁も踏まえると平日の日中において救急搬送による救急医療は受け入れるということでもよろしいですか。新しく、仮にだよ、万が一無床診療所になったときに。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 今の議員ご承知のとおり、平日の救急は受けるということになります。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） そのことは、今答弁あった救急医療は町長の政策医療となるのか。政策医療になれば経費は負担しなければいけないし、あるいは指定管理者の医療機能の一部として独立採算制の中で入っているのか、どっちですか。

○議長（山本浩平君） 伊藤病院改築準備担当参事。

○病院改築準備担当参事（伊藤信幸君） まず、平日の診療時間中の受け入れというということでございます。外来診療の時間帯に合わせての受け入れということになっておりますので、この部分については通常の診察行為の中のものという捉えで考えてございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） そうするとですね、病床数ゼロの診療所のために入院は不可能ですよ。それで、救急搬送はされて、専門用語はよくわからないのだけれども、搬送された後に救急車が帰った後、こういうことあると思います。しかし、その後降りてからやっていますけれども、応急手当てによって入院を要するとなった場合は、その患者はどうしたらいいのですか。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 処置後確かにこれは入院を要するような場合は、うちのほうで救急搬送を依頼する形になると思います。ですから、相手先の例えば苫小牧市の市立だとか王子だとか、そちらの病院との連携をとって救急搬送を依頼するという形になると思います。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） では、転院搬送を行う、消防、救急車が行うということですね。それは、どういう形の中でそういう処理をされることになりますか。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） そちらにつきましては、やっぱり救急車を使って搬送する形になると考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） いろいろと細かいことあると思いますけれども、そういう流れだということだけまず押さえておきます。

そうすると、次に救急搬送ではなくて直接救急で町立病院に来院した患者についてです。ここ数年救急患者として町立病院に直接来院した件数は何件になっていますか。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 病院はちょっと年度の数字なのですがけれども、それでご答弁します。

28年につきましては、840件のうち直接来院されたのが642件と。平日の時間外が197件、祝日、休日が455件と捉えてございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） これ840件のうち642件、非常に大きい数字になっています。これがもし本当に無床診療所になって救急がなくなる、医者が少なくなったら非常に町民にとって大きな問題になると思います。それで、このうち即入院となった件数は把握していますか。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 具体的に数字を示せというのは難しいのですがけれども、ちょっと私の調査しているところでは即日、平日例えば夜間来られて入院するというケースはまれなのですけれども、やはり中には確かに急な腹痛だとか、あとは高熱が出ている場合等は入院させる経緯もございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 日中はどうですか。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 休日だとか祝日、そちらについても同じように、夜間と同様に本当に即日すぐ入院させるという経緯は少ないのですがけれども、調べているところではやはり1割程度ぐらいは入院している可能性はございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） そうすると、今答弁ありましたけれども、救急で直接来院しましたよね。それで、患者となって、その日に他の病院での診療を余儀なくされた場合の移動手段はどうなりますか、入院できなくなるから。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） そちらにつきましても休日だとか祝日、夜間等々のできない場合は、先ほど答弁させていただきましたが、やはり救急搬送という形の捉え方になると思います。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 消防が非常に大変になると思います。後でまた質問しますが、そこで今までの経過の中で、胆振医療圏の救急体制、これをある程度調べてきましたけれども、その部分は若干わかったつもりで質問しますが、町立病院が万が一無床診療所になった場合、休日等の日中の初期救急の受け入れが今の答弁だったら厳しいですね。そういう場合は、どういうふうな形になっていくのですか。先ほど言ったように全て消防に行かなければいけないのか、本人は多少の部分はどうすればいいのか、その辺どうなのですか。

○議長（山本浩平君） 越前消防長。

○消防長（越前 寿君） やはり自分で歩いて、あるいは車で行けない場合であれば、これは救急要請ということになると思いますので、消防の救急車で医療機関に搬送するということになります。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） では、休日等の日中は町立病院で多分もう受けないと思いますから、多少ある場合は、見たら苫小牧なんかやっていますけれども、休日の日中の、夜間病院と指定されていますよね。そういうところに行かざるを得ないのか、今度白老町もそういう月に何回か、何かわからないけれども、そういう当番制の病院にもなるのかどうか、その辺いかがですか。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 基本的には、苫小牧市のほうに夜間・休日急病センターという1市4町の患者さんが行っている、そういう施設がございます。そちらのほうの活用にもなるとは思っています。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 今ほどの答弁を得た中でお聞きします。町長は先ほど言いましたけれども、救急告示病院を受けないことになるための対応策として、消防における勤務体制の増強を図り、さらなる救急搬送体制の強化に努めるとしています。このことは、町立病院が救急を受け入れないということの代替と広く認識されると、救急車の適正利用が誤解される面が多々出てきます。なぜかといったら、無料で手厚く搬送先の対応をして敏速に搬送してもらえないかと。そして、軽症であろうともタクシーがわりに安易に利用するモラルハザードが広まっていく可能性が十分考えられると思いますけれども、その辺はいかがでしょう。

○議長（山本浩平君） 越前消防長。

○消防長（越前 寿君） 現状でもう既に勤務体制というのは非常に厳しいというのは先ほど

ご答弁したとおりでございます。年間900件を超える救急出動につきまして、まず本署の救急車が出たら必ず休みの職員を呼び上げるという体制をとっております。28年では、年間延べ600人の職員を招集しているという実績もあります。そのような形で、まずは現状の勤務体制を強化するということが先決と考えております。現状の救急の勤務体制を強化することによりまして、今後いろんな状況によって救急の増減というのはあろうかと思えます。それにも対応は十分可能であると我々消防サイドでは考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

[13番 前田博之君登壇]

○13番（前田博之君） 消防担当の副町長は、古俣副町長ですね。どうこうということではなくて、消防の最後にしますから。それで、急激に進む超高齢化や少子化、核家族化、夫婦共働きなど生活環境の変化によって救急業務や救急車利用に対する住民の意識が多様化してきていると思います。そういう中で救急搬送の件数は増加し、需要増に救急隊の増加が追いつかないことも起こり得ると思います。今消防長ではやれるよというような言い方をしていますけれども、それでこの答弁では体制強化に向けて計画的に取り組むと、こうしていますけれども、具体性はありません。そこでもう一方では救急業務は、これは消防長も知っていると思いますけれども、傷病者を単に医療機関へ搬送するという救急業務から今やプレホスピタルケアの充実と言われていきますよね。こういう考えに基づいて可能な限り救命率の向上を図るための救急体制に変わってきていると思います。このことも踏まえて、将来に向けて白老町がなし遂げなければならない救急業務の課題と問題、そして展望について伺います。

○議長（山本浩平君） 越前消防長。

○消防長（越前 寿君） 今副議長がおっしゃるとおり、救急のプレホスピタルケアというのは非常に重要になってきます。それで、当町も救急救命士の教育というのは順次これは進めている状況にございまして、現在救急救命士は18名おります。そのうち運用前の救命士というのは7名いるのですけれども、この7名についても順次病院のほうの教育に出しておりますし、あと救急救命士は生涯を通して教育というのを受けていかなければなりません。就業中研修という、現在まさに救急現場で活躍している救命士であっても、必ず病院に入って教育を毎年受けていかなければならないというのがございますので、これらについても積極的に取り組むということで、今も出しておりますけれども、今後も教育については積極的に出したいと思っております。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今消防長から実際的に消防の中の対応についてはお話がありました。私からは、町長が1答目に答弁したように、実質的には今消防の体制というのはなかなか厳しい状況であります。その重複の部分何とか克服する中で、対応策が今これからふえるであろう救急搬送も含めて対応ができるというふうなことで、職員採用もそこに入れながら考えていかなければならないと思っております。

それから、もう一つ、救急のあり方については、確かに救急告示はなくなるので、町立病院の受け入れ体制というふうなことが難しい部分はありますけれども、町内における医療機関と

のかかわりを含めて、そこに先ほどもみずから足でというか、車で行っている部分の補完性も今町内の2つの医療機関とは具体的な部分ではまだ詰めはしていませんけれども、大方の部分で協力体制はとっていくというふうなことも進めておりますので、そういう観点からも救急体制のよりいいような形での保持は考えていきたいと思っています。

○議長（山本浩平君） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時15分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 次に、バイオマス燃料化施設についてです。

- (1)、現在の稼働、生産状況とプラントの運転及びメンテナンスの実態について。
- (2)、CO₂削減とリサイクル率向上のこれまでの状況と成果について。
- (3)、平成21年4月の供用開始から29年度までの実質収支（超過負担額）について。
- (4)、バイオマス燃料化施設稼働によるごみ処理経費全体の収支効果額について。
- (5)、不良生成物（規格外）の取り扱い実態と今後の取り扱いについて。
- (6)、2度にわたる室工大の調査研究の目的と期間及び進捗状況と成果について。
- (7)、補助事業等により取得した建物、設備等の減価償却資産の耐用年数と残存簿価について。
- (8)、平成30年度以降の運転経費削減対策と施設運営の経営手法についてであります。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） バイオマス燃料化施設についてのご質問であります。

1項目めの稼働、生産状況とプラントの運転及びメンテナンスの実態についてであります。現在施設の運営は6名の臨時職員で1日8時間運転を基本とし、固形燃料生産目標量は前年度同様1,300トン掲げており、11月末現在で964トンの生産量となっている状況であります。平成26年度からは、可燃ごみの高温高压処理はしておりませんが、燃料ごみ及びペットボトル等を使用した固形燃料の生産を行っており、設備のメンテナンスにつきましても稼働開始から9年目を迎え、経年劣化している部分も多くなってきておりますが、計画的にメンテナンスを行うことにより大規模修繕にならないよう心がけているところであります。

2項目めのCO₂の削減とリサイクル率向上の状況と成果についてであります。当初本事業の効果としてCO₂年間約2万5,000トン削減とリサイクル率92.9%を掲げておりましたが、稼働当初より計画どおりの生産ができなかったことや縮小運転により28年度ではCO₂削減量3,444トン、リサイクル率19.45%となっております。

3項目めの供用開始から29年度までの実質収支についてであります。施設運営に係った経費から固形燃料販売の収入額を差し引いた実質収支ですが、21年度は1億2,580万円、22年度は1

億6,207万円、23年度は1億9,032万円、24年度は2億402万円、25年度は1億9,209万円、26年度は6,506万円、27年度は4,718万円、28年度は4,916万円、29年度予算では5,349万円となっております。

4項目めのごみ処理経費全体の収支効果額についてであります。本事業の効果として掲げていたのが35年度までの15年間で8億円のごみ処理経費削減効果であります。当時の試算と比較しますと、28年度決算時点で約5億1,000万円の負担増、35年度までの決算見込みで比較すると約9億6,000万円の負担増を見込んでいたところでもあります。

5項目めの規格外生成物の実態と今後の取り扱いについてであります。28年度末で保管中の余剰生成物は約3,750トンであり、今年度は300トンほどの使用量を見込んでおります。今後も同ペースでの生産を続けた場合、なくなるまで10年以上かかる計算となりますが、早期解消のためにも利用先の検討を進めていく考えであります。

6項目めの室工大との調査研究の目的と期間及び進捗状況と成果についてであります。室蘭工業大学には、24年6月に設置しました白老町バイオマス燃料化施設改善計画検討委員会に准教授が委員の一人として参画いただき、課題の解消に向け提言がございましたが、実現には至りませんでした。今年度より行っている共同研究では、脱塩素の手法や新たな原料の検討について室工大所有の実験機をお借りし、研究を進めるとともに、専門的な立場から総合的なアドバイスをいただくこととし、4年間を研究期間としているところでもあります。研究についてはまだ始まったばかりであり、成果が出るまでにはもう少し時間がかかるものと思っております。

7項目めの建物、設備等の減価償却資産の耐用年数と残存簿価についてであります。耐用年数につきましては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令によると、建物本体については構造により異なりますが、31年と38年、プラント設備等につきましては12年となっております。また、残存簿価につきましては、定額法を用いた町の試算では29年度末で建物が2億4,478万円、プラント設備が2億4,661万円と試算しております。

8項目めの30年度以降の運転経費削減対策と施設運営の経営手法についてであります。これまでも運転経費の削減は行ってきており、引き続き少しでも経費を削減すべく努力をしながら、町直営の生産体制を維持したいと考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） ただいま答弁いただきましたけれども、e c oリサイクルセンターしらいは4つの大きな効果があるとして進めた事業ですけれども、全てが目標に達していません。施設運営費の収支状況や財政効果の答弁を聞いて、これまでも質問していますけれども、改めて数億円単位の血税がつき込まれてきたことに驚きます。

そこで、ただいま答弁があった実質収支には多分建設資金の借金の返済額は含まれていないと思うのですけれども、これに対する元利償還金の状況と29年度の元利償還金は幾らになっていきますか。

○議長（山本浩平君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 先ほどご答弁させていただいた一般財源の所要額、実質収支

には建設資金の借金返済額というのは含まれておりません。それで、29年度の公債費の元利償還金でございますが、6,403万3,000円となっております。全体の金額といたしましては、本事業の借入額といたしましては19年度、それから20年度において合計で6億9,920万円借り入れしているということで、30年から35年の元利償還金の合計額につきましては3億7,912万円となっております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） もう一回確認しますけれども、今答弁でごみ処理経費、全体の効果額が約9億6,000万円の負担増ということは効果がなくなったということだと思えますけれども、これプラス・マイナスで見るとこの効果額の損失は幾らになりますか。

○議長（山本浩平君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 当初計画と比較いたしますと、先ほど8億円の効果がなくなって、さらに9億6,000万円の負担増となりますので、17億8,000万円の負担増となります。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 約18億円がなくなったということであります。

そこで、町が財政危機、財政難の非常に厳しい困難に直面しているにもかかわらず、これまで莫大な税金が湯水のように使われてきております。そこで、戸田町長がバイオマス燃料化施設を引き継いでから6年たちます。町長の冒頭の答弁も踏まえて、このバイオマス燃料化事業についての現在の所見をお聞かせください。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） バイオマス燃料化施設は、答弁でも申し上げたとおり当初の計画どおりにはいかに感じておりますし、今までのる議会の中でも説明したとおりでございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 次に、建物、設備の耐用年数と残存簿価ですけれども、答弁もありましたけれども、当該施設を設置した後の財産処分制限期間ありますよね。そして、それが終期となる、処分の制限時期は、期日はいつなのですか。

○議長（山本浩平君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 1答目でもお答えしておりますが、耐用年数が一番長い施設というのは38年となっておりますので、平成21年からこの施設が稼働開始しておりますので、38年後となりますので、西暦でいいますと2047年以降ということになると思います。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） かなりの年数たたないと残存簿価が消えないということですね。わかりました。

そこで、それを念頭に置いてもし当初補助目的に従った利用が困難になったよといった場合

に、その補助事業を途中で中止する場合がありますし、これまで議論されていますけれども、そういった場合の承認条件と返還金の算定方式はどうなっていますか。

○議長（山本浩平君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） こちらに関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、いわゆる適化法という法律がございます。その法律の第22条に基づきまして、財産処分等に関する承認基準というのが定められておりまして、その中で事業を中止する場合には承認条件としては補助金の国庫納付ということが上げられております。その国庫納付額の算定につきましては、残存簿価または時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた金額を納付するという形になってございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 補助金の2分の1ということですね、残っている価格の。そうすると、補助金に限定して、起債は別にして、もし白老町が平成30年度でバイオマス燃料化施設の稼働を中止しようとした場合、返還金は幾らありますか。先ほど総額の金額が出ていたのだけれども、今の計算でいくと幾らになりますか。

○議長（山本浩平君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） あくまでも町の試算ということになりますが、29年度末の場合は2億4,570万円という形になってございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） それで、別な質問に入っていきます。ことしの3月議会で燃料化事業について質問する中で、町長から私に反問があって、厳しい財政において国の補助金の返還についての見解に及びました。そこで、お聞きしますけれども、このバイオマス燃料化事業の運営に関して会計検査院の实地検査を受けたと仄聞していますけれども、検査はありましたか。

○議長（山本浩平君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 会計検査院の实地検査を受検したことはございます。それで、平成24年の4月とことしの5月に2度受検をしております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） では、2回受けているということですよ。そうすると、ことしに受けた会計検査院の公表、報告はどのようになっていますか。

○議長（山本浩平君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 検査の内容にかかわることに関しましては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の第5条第6項によりお答えできないことになってございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 本当はもう検査講評は出ているのです、本来であれば。内閣のほうに報告しているのです。ということは、今の答弁でいけばまだ検査は続いているということ、公表、報告されていないということですか。

○議長（山本浩平君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 検査の内容にかかわることになりますので、お答えについてはできないという形になってございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） いいのです、答えなくても。答えられないということは、まだ継続しているということでしょう。本来は出ているはずなのです、実地検査終わった後は。だけれども、いまだに出していないということはまだ検査中であるということによろしいですか。大事な部分ですから、イエスカノーか答えてください。

○議長（山本浩平君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 公表がございませんので、お答えについてはできないということでございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 裏を返せばまだ続いているということですね。そうすると、会計検査院が検査した中で、まだ公表もしない、報告も出ていないということは、この事業を重大事案として捉えて検査は継続しているということですよね。もう一回聞きます。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 課長が含めた形で答弁をしておりますけれども、今副議長のほうが押さえた観点でよろしいかというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） では次に、バイオマス燃料化施設の管理運営費を燃料生産量で割った1トン当たりの生産費についてであります。24、25、26、27、28年度の1トン当たりの原価、この生産費は幾らになっていますか。

○議長（山本浩平君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 固形燃料の生産単価についてのご質問であります。24年度が4万1,630円、25年度が3万7,619円、26年度が4万9,306円、27年度が火災の影響もありまして4万7,869円、28年度が4万3,185円となっております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○生活環境課長（山本康正君） 27は6万7,869円になります。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 1トン当たりこれだけの生産費かかっているのですね。売価は5,200円

ぐらいかな。ということです。そうしていくと、これまで生産の効率化、合理化のために運営業務体制や経費削減の見直しを行ってきています。これは、私も認めます。しかし、この26年度生産規模を縮小したにもかかわらず、今答弁あったように1トン当たりの生産費は高額で推移しています。これだけ見ると、依然として改善の兆しや成果は見えていないのです。どこに今原因があるのですか。原因はどこに隠れているのですか。

○議長（山本浩平君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 26年から生産規模縮小して運営してまいりましたが、毎年生産目標を立てて運営をしてまいりました。ただ、26年度、それから27年度につきましては機器等のトラブル、それから27年度に火災等がございまして、やはり生産量が減少したことというのが大きな原因と捉えております。それから、28年度につきましては、生産量は目標を達成いたしましたでしたが、やはり故障等によりまして一年を通してのフル稼働ができなかったということがございまして、それが主な要因として考えられるかなと思っています。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） それで、答弁によると、ことしより室工大と研究して、成果が出るまでにはもう少し時間が要ると、こう言っていますけれども、現時点で進捗状況はどの程度になっているのですか。

○議長（山本浩平君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 今は室蘭工業大学のほうから機器を施設のほうに持ち込みをいたしまして、それから余剰生成物の実験といいますか、そういったものについて日々行っているという状況にございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 今そういう状態で、1トン当たりの生産単価も全然変わってきていないと。逆に高くなっている場合もあります。ということを見ると、民間経営ではとうの昔に倒産していると思います。このバイオマス燃料化施設は、平成21年4月に供用開始しているのです。

ちょっと質問変えますけれども、この同じ年に町民にとって大事な介護施設を設置しているのです。そして、開設しているのです。わかりますか、どういう施設だか。同じ年に、21年の4月に開始されているのです。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 21年の4月に町立病院の3階の療養病床を29床以下の小規模介護老人保健施設に転換しているのは、私たちの施設ということは事実でございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） そうですね。これ介護老人保健施設きたこぶしというのです。この施設は、これから超高齢化時代に必然的な介護施設なのです。このきたこぶしが今町長の政策

判断によって廃止されようとしているのです。ここだけちょっと議長も許してほしいのだけでも、質問しますけれども、この廃止しようとしている既定方針は変わっていませんか。

○議長（山本浩平君） 若干バイオマスとはずれていますけれども。

○13番（前田博之君） この後に使いますから。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 変わっておりません。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 今まで議論してきたように、バイオマス燃料化施設は過度な一般財源の負担、ごみ処理経費全体効果額約18億円の損失、そして桁外れの生産単価という実態にあります。今やバイオマス燃料化施設は、町民にとっても負の遺産になっているのです。一方、経営努力しているきたこぶしは、今町長から答弁ありました廃止の危機に直面しているのです。これ何と言っていますか、廃止の理由を。安定経営の確保が困難である、施設整備費が一般会計を脅かすようになってきていると言っています。いいですか。きたこぶしは、国の介護給付金と入所者の利用料、かつ食費、居住費、日用品等の自己負担をすることによって運営されているのです。片や廃止の憂き目に遭い、片や長期的な戦略を欠いた無駄遣いが続いています、バイオマスは。きょうの答弁でも少しでも経費を削減すべく努力しながら継続すると、こうなっているのです。そこで、伺いますけれども、町民はいつまでもこのバイオマス燃料化事業につき合っていかなければならないのでしょうか。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今バイオマス燃料施設の関係ときたこぶしの今回出された町長の政策判断の対比と申しますか、その関係での質問がありました。長い歴史と申しますか、10年ほどが経過する中で、どちらもその当初はそれぞれの意義と目的を持って始められました。それは、非常に大きな意味合いを持つ2つのものであったということは事実だと思っております。ただ、その後はこれまでも議会の中で議論もしてきたように、なかなかその当初見込んでいた効果、そのものがどちらも出せないところがある中で今の状態を生んできていると思っております。きたこぶしのこととバイオマスの燃料施設のところは、同質のというか、同等の政策的な位置づけでは、一緒の土俵の中では議論することはできないと私自身は思っております。ただ、財政的な部分での金の動きがありますから、そこのところは今副議長が指摘されたところだと思っております。きたこぶしは、これまでも特別委員会等でもお話をしてきましたし、先ほどのほかの議員のところでも今後のあり方について若干触れるところがありますけれども、町内の民間事業者、それから第7期の今回の介護計画等々を踏まえれば、今入所している方々の希望を受け入れながら、そこところは解消を図ることができる。次があるということでございます。ただ、それに対してバイオマス施設はなかなか今の段階で、詳しくは先ほどから答弁ありましたように今受検中なので、中は触れることはできませんけれども、本町における財政的な状況を踏まえた中で、やむを得ずの形の中でやってきた一つの方策という位置づけをしてきております。非常に大変な部分をどちらも抱えている政策的課題だというふうな認識

は強くしております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 私は、あえてバイオマスの、これまで過去も議論したけれども、きょうこういうことを言ったかということは多分おわかりだと思います。ただ、副町長も物の対比云々と言っていましたけれども、これまできたら政策は責任結果にあるのだけれども、私があえて言いたいのは、これだけ町民の血税を垂れ流してもいまだに政策判断しないよと、継続していきますよということ、片方は確かに極端な言い方ですけども、例えがいいかどうかわかりませんが、バイオマス施設はごみなのです。町民がどれだけ還元されているかということです、あの部分では。きたこぶしは、私たちの命を扱っているところなのです。それに対してさっき言ったように、あえて詳しく言わないけれども、この会計だって一旦は赤字だったけれども、努力してある程度やっているのです、10年間。片一方は、もう言いません、今議論したから。そういうことできたこぶしは、温かい介護、看護、医療、そして日常生活に必要な世話と、よって高齢者や家族にとってはなくてはならない介護施設なのです。にもかかわらず、きたこぶしは廃止するという政治判断は、スピード感を持って即断しているのです、逆に。そして、もう一回言いますけれども、きたこぶしを廃止する根拠について、先ほども言っていますけれども、先ほどは政策判断の上での廃止の理由なのです。今度私言うのは、基本構想でこう言っているのです。

病院の改築に伴ってきたこぶしの施設整備は新たな施設が基準適用され、そのための施設整備費として試算で約2億5,000万円が必要で、一般会計繰出金の増大につながる懸念だということですよね。これ間違いないですか。ここだけ確認します。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） きたこぶしは21年に開設して、23年の年に入所者不足でちょっと赤字を抱えたと。そういうところで何とか黒字会計には向かったところなのですけれども、施設を整備しようとなると当時療養病床をきたこぶしに転換したときは国のそういう緩和規定があったのですけれども、今度新しい施設をつくっていくとなると国の施設基準に応じた施設づくりをしていかなければいけないということで、ちょっと積算したところで3階の施設の面積、そういうものを基本としてきたこぶしの改築事業費を概算でしたところ、やっぱり2億5,000万円以上かかっていくだろうという、そういう積算をしたところがございます。それと、今回の町長の政治判断がございましたけれども、第7期介護計画に基づく老健施設、特に特養施設、こちらのほうの施設がつくられるだろうという想定の中で、それでいくと老健施設、やっぱり特養施設をつくっていくということが町にとって大切でないかということも含めまして総合的に判断したところで、いわゆるきたこぶしは厳しいだろうという、基本構想の中で示したところがございます。

○議長（山本浩平君） ちょっと待ってください。副議長にちょっと申し上げたいのですけれども、行政課題というのはバイオマスや病院ばかりではなくて、全町民にかかわるものはもうたくさんいろんな種類があります。今財政に関係しているからお話したと言っておりますけ

れども、それであればこの4項目めの財政のときのほうがまだなじみますので、バイオマスの質問に徹してください。

13番、前田博之議員。

[13番 前田博之君登壇]

○13番（前田博之君）　ということは、私なぜきたこぶしも言っているかということは、総合的な事業、政策形成の中でどうあるべきかという部分を、聞いている町民の方々もそれを十分に、どう考えるかということで、課題を強くこういう問題だよと示唆した質問にもしているのです。ですから、言っているのです。そういうことで、何遍も言ってきていますけれども、バイオマス燃料化事業は町民の血税を浪費して、財政を極度に圧迫しています。それで、きょうの答弁でもまだ方向性が定まっていません。

そこで、先ほど副町長もちょっと答弁の中でありましたけれども、こういう財源、あるいは今の社会的な背景、町民が何を望むか、あるいは事業の、政策の選択と集中、優先する、こういう部分からいくと、本当に政策手法としていかなものかなと私は思うのです。そこで、バイオマス燃料化事業と高齢者福祉事業に対しての政策選択に大きな隔たり、あるいは乖離しているように思えてならないのです、私は。そういうことで、政策形成に矛盾を感じているところですけども、その辺の見解をお聞きします。

○議長（山本浩平君）　古俣副町長。

○副町長（古俣博之君）　先ほども若干触れましたけれども、きたこぶしのあり方と、それからバイオマス施設のごみの問題、確かに命と物というふうな見分け方からすれば命の重たさというところはしっかりと考えなくてはならないと思いますけれども、ごみも人の生活の中においては日常の非常に大きな問題として、やはりそれも政策課題の大きな一つだというふうなところの押さえはあるかと思えます。そういう意味合いで当初CO₂の削減含め、それから地球温暖化の防止を含めてチャレンジしてきた事業だというふうに思っております。そういう中で今副議長がご指摘された政策形成における政策優先度、あり方については、確かに何を優先すべきかというところはさまざまな観点、見方、それからそこに付随するような財政的な観点も含めてであろうかと思っております。ですから、もちろんきたこぶしと、それからバイオマス燃料化施設の問題が先ほども話したように同じ土俵の中で議論というところは、大きな意味での政策的な部分では同じ土俵であるけれども、やはり視点を変えた発想のもとに政策形成をしていかなければならない問題だというふうに考えております。

○議長（山本浩平君）　13番、前田博之議員。

[13番 前田博之君登壇]

○13番（前田博之君）　今副町長は日常のごみの問題と言っていますが、それは私指摘していないのです。この日常のごみを燃料化したことによって、戸田町長も途中で、26年以前、失敗したと認めて、ごみは登別にいったのです。私は、そういう失敗した経過を踏まえて、もっと政策判断、処理の方法はあるのではないのと。ただ垂れ流しておいて、福祉のほうは切るのですかと。極端に言えばです。そういう論法でしゃべっているのです。だから、違うのだと言っているのではなくて、私はもうごみの事業が失敗したからということで前提に言っている

のです、それ。だから、それも副町長の言うことでいけば、そういう話にならないと思います。今の理事者も今のごみ燃料化施設は失敗したよと言っているのですから、そのために我々対策してきたわけでしょう。そういう前提に立っているのです。いかがですか。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） その失敗というか、今の状況を客観的に見たときに、なかなかちょっと受検中なので、言葉は選ばなくてはなりませんけれども、厳しい状況というのは確かにあります。そここのところ今まで長らく議論をしながら、それをどういうふうにして埋め合わせをしていくかというふうなことを踏まえて今までやってきたわけでございます。ですから、先ほどから言うように政策形成そのものの中でどちらも重要な問題としては始まったけれども、やはり同じ土俵の中でその政策順位を決定するということはなかなか難しいことではないのかなというふうに私自身は思っております。ですから、今その結果を踏まえて副議長のほうからこっちが失敗したというふうな言い方で言われていますけれども、そここのところをどういうふうに補うかというふうなところを踏まえてこれまで議論をしてきたので、そここのところが政策的な形成の問題としてどうだったのかというふうなところは再度また判断のところはあるかというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 次に入ります。平成30年の予算編成と財政運営についてです。

（1）、平成29年度予算執行で歳入欠陥と財政状況及び決算見込みについて。

（2）、平成30年度予算編成について。

①、予算編成方針について。

②、重点事業について。

③、財源確保の見通しについて。

④、歳出の増減とその要因について。

⑤、各地域の活性化、環境整備のための予算配分について。

（3）、財政調整基金、実質公債費比率、繰出金及び財政健全化プランとの整合性と財政規律の堅持について。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 平成30年度予算編成と財政運営についてのご質問であります。

1項目めの平成29年度予算執行での歳入欠陥と財政状況及び決算見込みについてであります。歳入欠陥については、29年度の普通交付税について、予算額34億2,000万円に対して33億7,542万6,000円と4,457万4,000円下回る結果となっております。また、臨時財政対策債発行可能額が予算を約7,000万円下回ったことから、この分は減額となる見込みとなっております。本年度の財政状況及び決算見込みについては、現段階において特段大きな変化はございませんが、町税が固定資産税を中心に予算額を約4,000万円上回る見込みとなっていること等により、おおむね黒字決算となる見通しであり、一定の決算剰余金も見込めるものと考えております。

29年度を比べて、財政の厳しさというか、財政の環境の違いはどのようなふうになっていますか。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 29年度の決算見込みとして、今副議長おっしゃったとおり交付税や臨時財政対策債合わせまして約1億2,000万円の歳入欠陥ということでございます。24年度も同様の歳入欠陥があったということでございまして、このときとの状況の比較でございますけれども、その当時はやはり地方財政健全化法ができて、これまでの町の特別会計を含めた赤字を返済しなければならないという多くの負債を背負った中での厳しい財政運営であったと。なおかつ、財政調整基金もかなり減少して、もう残り少ないという状況、それから次年度への繰越金もままならない状況であったということをご記憶してございます。29年度におきましても同様の歳入欠陥はございますが、大きく違うのはまずは財政調整基金、貯金が当時と比べてかなりふえていること、それから当時背負っていたいわゆる赤字分の借金が今回はないということ、それから繰越金もある程度一定の額を見込んでいたということからしまして、ご答弁のとおり今年度においても黒字決算は見込めるものというふうに判断してございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 今財政課長も言ったとおりですし、具体的に町長は言いませんでしたので、ちょっと私たちもそういう当時の財政対応を認識したいと思うので、私も調べてきたわけです。今あったように基金は取り崩して、さらに行政経費の5%凍結しているのです。それで、財源の枯渇は今29年度はいいと言っていますけれども、25年度は、翌年度の予算にも影響を与えているのです。そして、大きなものは、多分間違いないと思うけれども、水道会計から3億円入れる予算編成、これだけ厳しい状況にあるのです。これを考えると、今年度の歳入欠陥に対して、この前も補正予算で質問していますけれども、24年度から見ると余り深刻な事態と捉えていないのかなと、そう感じます。それは、私のほうから言いますけれども、ふるさと納税、これが今財源を支えています。それと、今の歳入状況を見るとふるさと納税、これがふえているよと、こう言っていますし、特別交付税も12月交付分が大幅に増になりましたよね。もう2回の交付分が1回分で来たぐらいの額になっています。そして、町税の留保分であると、こういう財源余裕が見込まれているので、案外ゆとりというか、余り深刻な実態としての空気感になっていないのかなと思うけれども、いかがですか。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 平成24年度当時と比べますと状況が違いますので、精神的な部分も含めて違う部分はあるということは事実かなと思います。しかし、ただ単に余裕を持って財政運営をしているというわけではなく、今回の歳入欠陥に対しまして副町長名で、前回もちょっとお話ししたかと思いますが、今後の補正予算の抑制ということで各課長のほうに指示を出しまして、このような状況なので、貯金を取り崩すことなく今年度もいかなければならないという中における戒めの文書を発行しておりますし、補正予算におきましてもやはりかなり建物が老朽化しているというような部分での修繕費は出て、昨年とも補正額については余り変わらない状況でございますけれども、その辺は何とかやりくりをしながら、厳しい査定の

中で補正予算も行っているという状況でございますので、この辺についてはいわゆる財政規律をきちっと認識した中で財政運営を行っているつもりではございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 次に、30年度の予算編成についてお聞きしますけれども、全ての事業について改めて必要な経費をゼロから積み上げるゼロベース積み上げ方式として取り組みますと言っていますけれども、このゼロベース積み上げ方式というのはどのような手法なのか。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 予算編成の積算に当たりまして、いろいろ手法がございまして、例えば前年対比で何%増ですとか、あるいは減というマイナスシーリングということもございまして、今回このような積み上げ方式をとった理由といたしましては、これまで特に経常経費の編成に当たりましては過去からの経費の削減、見直しというところも含めて、かなりぎりぎりまでの削減を行っているという状況で、今年度の編成におきましても増分についてはもちろん必要なものもございまして、例えば人件費の単価の見直しであったり、あるいは燃料費の単価の見直しであったりという増分が出てきているというような状況で、これ以上の削減をどこで削減をして財源を見出すかというところが我々財政当局においても非常に厳しい状況であるということ踏まえまして、もう一度原点に立ち返ってといたしますか、いわゆるこれまでの予算というのは既得権ではなく、あくまでもゼロからのスタートということで、一つ一つ必要なものを再度もう一回認識しながら積み上げて予算の組み立てをしてほしいというところの認識で今回予算編成を行っているという状況でございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） ゼロシーリングとは若干別かと思えます。このゼロベースの積み上げ方式、今答弁いただきましたけれども、内容はわかりましたけれども、予算査定において当初予算でかなりがっちりの査定をして予算計上してもらわないと、予算査定はいいよと、それなりの予算にして、補正予算が主の予算要求になったら困るのです。そういうことは絶対改めてほしいなと思えます。いかがですか。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 今副議長がおっしゃるとおり、やはり必要な経費につきましては基本的には当初予算で組むというのが前提だと思っておりますので、補正予算で当初から話のないものが降って湧いたように出てくるような予算という部分については、私個人としても好ましくないと思っておりますので、その辺はしっかり当初予算の査定を行って組み立てていきたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 30年の予算編成に当たりましては、その前段にあったような29年度の部分での歳入欠陥の部分を含めて、非常に厳しい状況だというふうな認識は強く持ちながら

予算編成に当たっていかなければならないというふうに考えております。

今ゼロベースからというふうなところの押さえなのですけれども、本当に実質的な経常費含めて、これまでもかなりの部分で毎年のように削減を図ってきております。それはそれとして、事実としてあるのですけれども、さらに原点に戻るといいますか、もっと財政担当の目線だけではなくて職員の多くの目線を入れながら、しっかりと予算計上を積み上げていかなければならないというふうな押さえのもとに30年度の予算編成は進めてまいりたいというふうに考えています。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 財政課長は今でも厳しいよと、先ほどの絡みの余裕的な財源が留保されていますけれども、それでも厳しいよと、こう言っています。一例として伺います。30年度予算の収支見通しの中で経常費の一般財源ベースで約1億円の特殊増加が見込まれると言っていますよね。ということは、経常費で約1億円不足をするということは、歳入を考えると2億円不足になるということの財政的な見地になりませんか。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 今査定中でございますし、まだ予算もつくっておりませんので、想定はできませんけれども、ただ、今年度10月に予算編成方針を出して、その段階での30年度のいわゆる見込みをある程度概算ですけれども、想定した段階では、歳出につきましては1億円ぐらいの増と出てきたということで、これがそのまま予算に盛り込まれるかどうかは今の編成の段階で精査されるということでございます。交付税についても今回臨財債含めて約1億円不足ということでございますので、トータル合わせると2億円足りないということも想定されるというようなところでございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） そういうことで若干経常費が硬直化してきているのかなと、こう思います。

そこで、もう一点ですけれども、固定資産税の評価がえがあるよと言っていますけれども、これによる町税の減少見込み額は幾らぐらい見込んでいますか。

○議長（山本浩平君） 久保税務課長。

○税務課長（久保雅計君） 30年度の予算につきましては、まだ予算編成中でございますが、概算ということでありますけれども、評価がえ、土地と家屋だけになりますので、おおむね4,000万円から5,000万円程度が減額となる見込みでございます。償却資産は評価がえが関係ありませんので、そこはちょっと除外しております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 確認したいのですけれども、財政課長の答弁を聞くと片一方では若干財源も余裕できているよと。だけれども、30年度予算ではちょっと厳しいよと、査定。そうい

うような使い分けしているのですけれども、もう一回確認しますけれども、29年度は過去3番目になる予算を組んだとこの議場でも大いに胸を張りました。しかし今議論しましたけれども、30年度の予算編成方針はゼロベース積み上げ方式の予算要求にしているのです。見方によっては、財政の運営が若干財源的にも不透明なところが局面にあるのかなとも、また答弁聞くと受けるのです。だけれども、逆な面も受けるのです。そこで、健全化判断比率の指数は別にして、当然答弁書にも書いていますけれども、財政健全化プラン、これ見直してまだ1年目でありませぬけれども、町長は新年度予算編成方針でも財政は確実に好転していると言っているのです、職員にも。そこで、伺いますけれども、本当に白老町の財政構造の硬直化は解消されて、間違いなくまちの財政は立ち直っているのかどうかということだけ、もう一回客観的な立場から言っていただけませんか。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 財政状況がどのような方向に向かっているのかということからすれば、やはりよくなっているというのは間違いのないと思います。よくなっているのと予算を組むのに厳しい、楽に、言葉ちょっとあれですけれども、財源が多くあって余裕を持って組み立てられるのかといえば、それは違います。方向性としてはベクトルとしては上向きになっているというのは事実ですけれども、毎年毎年やはり厳しさはあります。それはどういうことかといいますと、今年度、29年度からこれまである程度抑えてきた町民サービス等の経費、これを少しずつでももとに戻していこうというようなところでの予算組みをしてございます。その辺につきましては、今後におきましてもそれをやめることなく継続していかなければならない。あるいは、逆にふやしていかなければならないというようなところと、歳入がこれから減っていくというようなところでのどのように組み立てていくのかという厳しさ、これは毎年毎年あるというふうに思っておりますし、また国からの交付税も含めて今後どのような歳入構造になるのかというのは非常に読めないところもございまして、そのためにも、いわゆる貯金は今国でも基金の部分いろいろ問題になっておりますけれども、白老町といたしましてはやはり貯金を積極的に行って、将来に向けた財源不足、これの担保をとっていかなければならないということも含めて、毎年毎年厳しい財政状況であるという、不透明感もありながらやっていかなければならないというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 財政を緊縮するのはいいけれども、むやみに削減してまちの中に必要な投資まで抑えるという意味ではありませんから。やっぱり一定の財政出動をするためには一定の財源がなければだめだ、そういう部分で財政運営を質問していますので、消極的なものではないので、それだけ了解してほしいと思います。

それで、今財政課長の答弁もありましたけれども、将来を考えると非常に心配な部分があるのです。ということは、財政を見通すと現在は象徴空間整備で非常に沸き上がって期待も膨らんでいます。しかし、私は水を差すつもりは毛頭ありませんけれども、冷静に白老町の現状、将来を見ますと、私から見ると急速な人口減少、少子高齢化、地場産業の低迷、そして地域商

業機能の低下等々あります。こういうことがこれからもとどめようもなく進行してくると私は思います。将来ばかりでないと思いますけれども、そういうことを予測されます。このことから、恐らく財政についても構造的に縮小傾向が続くと思われれます。よって、政策資源の制約は次第に厳しさを増してくると考えるのです。この点を十分認識した中で財政運営しなければいけないと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 大きな将来的な白老町の財政事情を考慮すると、今おっしゃられた人口減少、少子高齢化というようなところでの町税の減少というのはもう明らかであるというふうには私どもも押さえておまして、そのような中でやはり予算全体も縮小せざるを得ないのかもしれない。ただ、これをただ指をくわえて見ているというわけにはいきませんので、一方では今おっしゃった地場産業の活性化ですとか、そういった部分にも力を入れて、消費を含めてまちとして今後も小さくなりながらも活気づくようなまちづくりという部分での投資、それから先ほど副議長おっしゃっていましたが、単なる削減ではなくて、積極的な投資も含めて町民生活の安定化とかといったところもやはりきちっと念頭に置きながら、政策を考えていかなければならないものというふうに思いますし、それに対してのいわゆる予算の配分、こういうのはしっかり見きわめてやっていきたいというふうには考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 本当に住みよいまちというか、いいまちに住みたいのです。そのための大きな問題はやっぱり教育、医療です。やっぱり先ほども言いましたけれども、町民の目線に立ってぜひいいまちつくってほしい。医療、教育は、企業誘致もそうですけれども、移住、定住についても欠かせないのです。これが今議論されているということは、政策の柱を変えなければいけないぐらいの大きな問題になっているのです。町長、そういうことを踏まえてよりよいいまち、産業が、まちが活性化し、子供たちも生き生き学校に通える、学校にも少し自身の予算が入ってくる、そういうようなまちにしてほしいなど。そのためにも財政の規律の確立が前提なのです。なぜかといったら、財政規律の確立は政策実現の前提条件となるのです。よりよい政策をつくって実現するためにも、健全財政の維持を図らないとだめなのです。答弁で引き続き財政を堅持するとは言っていますけれども、具体的な方向を示しませんでしたけれども、弾力的かつ持続可能な財政基盤の整備にはどのように取り組んでいくつもりか考え方を聞いて、質問を終わります。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） これまでも財政のあり方については議論をしてまいりましたし、きょうもまた今副議長のほうから示唆も含めて財政のあり方についてはお話をいただきました。本町における今までの轍をまた踏まないためにも、しっかりとした財政基盤の獲得を含めて、その基盤をいかにして次につなぐものにしていくか、そのためには政策的な部分でのより効果的な政策を打てるような、そういう政策づくりもしっかりしていかなければならないというふうに思っております。十分なところはしっかりとした財政規律を肝に銘じながら、本町が

あるべき姿をやはり将来的に目指しながら進んでいかなければならないというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 以上で13番、前田博之議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時30分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

◇ 本 間 広 朗 君

○議長（山本浩平君） 次に、10番、本間広朗議員、登壇願います。

[10番 本間広朗君登壇]

○10番（本間広朗君） 10番、本間です。まず初めに、学校跡地利用について町長に伺ってきます。

1つ目、旧竹浦小学校、旧白老小学校、旧森野小中学校跡地の利用計画はあるか。

2つ目、現在まで3校の売却、賃借の相談はあったか。

3つ目、3校の建物の現状をどのように捉えているか。

4つ目、3校の現状のままでの解体費用と土地評価額とその売却額は。

5つ目、高齢者学習センター（旧白老高校）は、現在高齢者大学が活用しているが、屋根、外壁等の老朽化が目立つが、修繕、移転等の計画はあるか伺います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

[町長 戸田安彦君登壇]

○町長（戸田安彦君） 学校跡地利用についてのご質問であります。

1項目めの学校跡地の利用計画についてであります。これまで学校の統廃合等に伴い、その活用策の検討を進めてきたところでありますが、今日まで具体的な活用策の決定には至っていない状況にあります。今後とも関係機関等との協議を行いながら、その有効活用が図られるよう検討を進めてまいります。

2項目めの3校の売却、賃借の相談についてであります。廃校となった施設の利活用に関しましては、これまで1件の問い合わせがあり、活用内容についてお話を伺っておりますが、具体的な協議には至っておりません。

3項目めの3校の建物の現状の捉えについてであります。3校の廃校時の建築年数は、平均で48.3年であり、一般的な公共施設の耐用年数が60年であることから、いずれも限界に近い状況となっております。さらに、今後も建物自体老朽化が進行していくことから、そのままの状態での他の用途に転用し、活用することは困難であります。このことから、土地の有効活用について検討した上でそれらの可能性がない施設については、計画的に除却、売却を進めていく考えであります。

4項目めの3校の解体費用と土地評価額、売却額についてであります。廃校施設を解体し、土地を売却または有償貸し付けする場合には、地域の核として存在してきた学校跡地であるため、活用方法についての慎重な対応が必要であると捉えております。このことから、売却額等の金額提示については新たな施設等に対するさまざまな協議を進める中で、正式に解体費用の積算や鑑定評価を行う考えであります。

5項目めの高齢者学習センターの修繕、移転等の計画についてであります。高齢者学習センターは、高齢者教育における重要な学びやとして維持管理してまいりましたが、約60年経過し、老朽化が進行していることから、今後のセンターのあり方については解決が急がれる課題として認識しております。しかし、直ちに現在の学習センターと同規模の施設を確保することは難しいことから、機能の分散化を含めて検討してまいります。

○議長（山本浩平君） 10番、本間広朗議員。

〔10番 本間広朗君登壇〕

○10番（本間広朗君） 本間です。まず初めに、学校跡地はこの3校を捉えても広大な面積を持つまちの貴重な財産です。まちの策定した公共施設等総合管理計画については承知しております。その中で、遊休施設の方針の中にも書いてありますので、触れていきたいと思っております。この学校跡地利用について、現在まで本当にちゃんと庁舎内で協議、例えばこの方針の中にも庁舎検討会議というのがあると思っておりますが、それがどの程度進んでいるのか、やはり今後学校跡地利用について早急にというか、積極的に考えていかなければならないと思っておりますので、その点どの程度の会議というか、進んでいるか伺います。

○議長（山本浩平君） 高尾企画課長。

○企画課長（高尾利弘君） 学校跡地の活用にかかわるこれまでの検討の内容でございますけれども、27年の当時でございますけれども、政策検討会議を設けまして、あと町民による説明会等も行いまして、白老小学校、旧竹浦小学校、それと社台小学校の跡地活用についていろいろ内部と町民の意見も聞きながら検討してきたところでございますけれども、さまざまな町民の方からも意見いただきまして、まず建物については、白小もそうですけれども、解体ということと竹浦小も体育館を除いては解体ということでの議論を進めておりましたけれども、町民からもそういった要望が多くありまして、それで町民からの提案としても白小については図書館だとか、歴史資料館、役場の庁舎の場所だとかということで、公共的な活用を図ってほしいというような意見が多くございました。竹浦小学校についても同じように伺いますか、地域のお祭りとしては体育館の活用だとか、各種スポーツ団体の活動場所としてというようなご意見もございましたけれども、検討会議の中におきましては一応当時の、今もそうですけれども、検討した中では本町の厳しい財政状況もありまして、なかなか新たな公共施設としての設置活用がその時点では難しいということでございます。その時点では難しいとなりましたけれども、今後も有効活用について継続的に検討を進めるというような部分、中身で、先ほども言いましたように有効な土地でございますので、しっかりと検討を続けていくという考え方であります。

○議長（山本浩平君） 10番、本間広朗議員。

〔10番 本間広朗君登壇〕

○10番（本間広朗君） 本間です。大体理解しました。

ご存じのように2020年に国立アイヌ民族博物館の開館時に、この開館時にまちがどのような変化をもたらすかというのはまだわかりません。開館時まで、例えば学校跡地を全て売却することは難しいのですが、要は開館を契機にどのような学校跡地利用をし、まちづくりをするかというのはもっとスピード感を持って議論というか、検討をしなければならないと思います。先ほど言われたように、図書館が移るとか、竹小も私最近ちょっと見せていただきましたが、本当に体育館はまだまだきれいで、何か建てた当時のような、そんな感じの体育館にも見受けられますので、ぜひこれちょっと後になりますけれども、この検討というか、具体的にこの学校はこうだ、この学校はこうだと僕はもっともっと検討に入るべきだと思いますが、もうちょっと進めるべきだと思いますが、まちの見解はどのようになっているのでしょうか。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） ただいまのご質問でございますが、先ほど課長のほうからあったとおり、町内の中でもさまざまな角度から検討しながら今日に至っているという状況なのですが、これに当たっては地域に出向いて地域の声も聞いてきました。そういう中ではいろんな地域の活用方法もあって、その方向でお金があっという間にいろんなことを整備していくのであれば可能性は見てくるかなという部分があるのですが、やはり財政的なことも一定の縛りがありますので、そういう部分も踏まえながらどういう有効活用、民間活力も含めた有効活用という部分に絞り込んでいかなければならないかなというふうに捉えてございます。

○議長（山本浩平君） 10番、本間広朗議員。

〔10番 本間広朗君登壇〕

○10番（本間広朗君） 本間です。売却、賃借、なかなかこれ難しいと思いますが、室蘭市での取り組みをご存じだと思いますが、これ詳しく言うと時間がありませんので、まちは押さえていると思いますが、これ有効利用の一つとしてやはり売却すると、解体費を含めて売却するという室蘭の取り組みもあります。それと、室蘭のいわゆる公共施設は本当に金額を幾らですと出して、例えばホームページにも載っております。何を言いたいかということ、これなかなか売却の金額というのが出ないというお話になるのですが、やはりこれはもちろん相手とのいろいろな協議というか、相談はあると思いますが、これは金額を、できるかどうかかわからないですが、提示して、室蘭市のように広く町内外に公表して、町内の業者が買っていて使っていていただくとか、まちがそういうふうになんか使うとか、そういうことだったらいいのですが、僕は町内外に広く公募して売却、賃借、そういうようなことでやられたらどうかということなのですが、まちの見解を伺います。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 今議員から室蘭方式による施設の売却というお話出ました。建物がついた土地を売る場合に解体費が土地よりも高い場合、その差額分を補助金、負担金を出して売るといような取り組みというふうに私ども押さえてございますけれども、この方式でやりますと、非常に解体の手續が、町で解体するとなればいろいろ日数等もお金もかかりますけれども、このような方式になるとスピーディーにできるのかなというふうに押さえておりました。

て、今後このような方式の採用という部分を考えていかなければならないとは思っております。ただ、一般に金額を提示して、それで募集するという手も1つ方法はあると思うのですが、今回学校跡地ということでどんな方にも売るということにはなかなかならないのかなというふうな考えもございます。やっぱり一定の活用方法という部分がある程度明確にして、それで町の方向性がある程度見定めた中でこういうような業種でとか、あるいはそういう一定の条件ですとか、そういったものを提示した上で金額を提示して、それで募集するということは今後も進めていく必要があるというふうには考えております。

○議長（山本浩平君） 10番、本間広朗議員。

〔10番 本間広朗君登壇〕

○10番（本間広朗君） 本間です。一定の条件、当然これは必要だと思います。これをやはりまちのほうで考えていただいて、本当に3校が早急に売ればいいなと私は個人的に思います。ですので、ぜひそういうことも早急に検討していただいて、まちの方向性を示していただきたいと思っております。

それと、公共施設等総合管理計画の中に遊休施設の方針というのがあります。ちょっと読んでみます。遊休施設については基本的に売却する。売却や譲渡、施設の用途転用などの有効活用の可能性については、倒壊の危険性や近隣居住環境や周辺景観への影響などに考慮して計画的に除却を進めるとあります。こういうふうにもう計画的に、売ればいいのですけれども、除却を進めるとあります。ちょっと前に戻るかもしれませんが、公共施設等総合管理計画の中で今後これらを議論していくと考えていいのかどうか伺います。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） ただいま議員のほうからお示しされました公共施設等総合管理計画の遊休施設の方針というところでございまして、やはり建物を計画的に解体して売却するという方向性であります。その中で現在遊休施設につきましては、この計画にも大まかにどのような施設を今後売却、建物があれば解体して売却していくかという部分の検討一覧というものを掲載してございまして、5年以内、それからそれ以降10年以内というふうな施設分けをした上で、今これを具体化、毎年の予算編成の中で組み立てていこうという考えでございまして。また、解体に当たりましては、通常の解体ですと現在除却債という、交付税措置ございませぬけれども、これが80%の充当率ということでありまして、また景観上非常に問題のある建物の解体であれば過疎債も使えるというようなどころもございまして、その辺を市内においても議論しながら計画的に取り壊し、売却を進めていきたいというふうには考えてございまして。

○議長（山本浩平君） 10番、本間広朗議員。

〔10番 本間広朗君登壇〕

○10番（本間広朗君） 本間です。他の市町村では、これを積極的というか、促進させるために学校跡地利用基本計画をつくっているところもあるのです。この学校跡地という計画を、学校跡地を売却する、地域住民に貸す、何でもいいのですけれども、それを促進するためにこういう学校跡地利用の基本計画をつくってまちは進めていくべきだというのも、やはり先ほど言いましたように広大な面積なので、土地造成をして、例えばまちづくりをするとか、そういう

ことであればいいのですが、なかなかいろんなメリット、デメリットあると思いますので、この基本計画をつくって、本町はやらないということでもいいのですか。あくまでも総合管理計画の中でやるということの押さえでよろしいでしょうか。私は、こういうのを先ほどから言うように、積極的に売却するためにやるべきだと思いますが、まちの考えを伺います。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 学校跡地の利活用の計画というところで、先ほど企画課長のほうからご答弁申し上げましたとおり、あくまでも今後もどのような利活用をするかという部分は、これは検討しなければならないというふうに考えておりまして、現在の本年3月につくりました公共施設等総合管理計画はあくまでも除却対象というような位置づけの中で、それを今後いつ壊すのかというようなある程度大まかな計画を位置づけたものでございますので、これを個々具体的にどのようなものに活用するかというような計画ではございません。ですので、計画書というようなものになるかどうかはちょっとまだ結論は出てございませんけれども、今後これまでの地域住民とのヒアリング等も含めた中で、やはり利活用の方法というのは検討する必要があるというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 10番、本間広朗議員。

〔10番 本間広朗君登壇〕

○10番（本間広朗君） 本間です。なかなか3校の具体的な方向性がまだ示されない中の質問になりますが、私の提案になるかどうかわかりませんが、3校が今後売却の予定、その他地域の方にお貸しするということがないのであれば、例えば利用可能な建物は公共施設の要素を入れ、ちょっとこれ漠然としているかもしれないかもしれませんが、地域住民のコミュニケーションの場、地域文化の拠点、スポーツ振興などにやはりどれがどれとは言いませんが、使える学校であればそういうような形をとって使っていくべきと思いますが、まちの見解を伺います。

○議長（山本浩平君） 高尾企画課長。

○企画課長（高尾利弘君） 特に先ほども言いました竹浦地区につきましては、竹浦小学校の屋体の部分が使えるということで、町民からのご意見の中にもグラウンドも含めてスポーツ活動などというようなご意見も出されておりまして、ただ近くに合宿というか、運動の合宿のことをやっている方もいらしたものですから、そういったご意見としては伺っております。基本的にやり始める時期とかという問題もございませけれども、当時体育館は維持管理、余り使わない段階でやっていくにも大体230万円ぐらいのランニングコストがかかるということもございまして、具体策と新たな整備をするという部分についてもちょっと金額、財政的な問題からまだそこまでの具体的な話は煮詰めてはいないところなのですけれども、先ほども言いましたように町民のコミュニティーの場だとか、そういう部分、そこでいうとコミュニティーセンターが横にあたりするものですから、なかなかそこでそれ自体をということが結論としては出ていない状況もございませ。いずれにしても先ほど言っていましたように、地域に親しまれた学校というか、その土地にあるものですから、やはり地域の方が理解して、地域の方に喜ばれるような使い方ができるように今後も検討を進めていきたいということで考えております。

○議長（山本浩平君） 10番、本間広朗議員。

〔10番 本間広朗君登壇〕

○10番（本間広朗君） 本間です。今250万円のランニングコストがかかるというような、もちろん大きな建物、学校を動かすということは多少お金がかかります。地域のコミュニケーション、いろんなそういう場に使われる。竹浦、白小、森野もそうなのですから、これ本当に多少のお金はかかるかもしれませんが、今後やはり少子高齢化、いろんなまちの対策というか、そういうことがありますので、ぜひ検討していただければと思います。

学習センターに移ります。学習センターの屋根、外壁に限らず、施設全体が老朽化しています。今後さらに老朽化が進むのは確実で、強風で外壁、屋根が飛散したり、地震で倒れることはないと思いますが、壊れたりすることも予想されます。余り言いたくありませんが、人的被害も懸念され、私は早々の修理が必要で、緊急性の高い施設ではないかと思っています。このことについて改めて見解を伺います。

○議長（山本浩平君） 武永生涯学習課長。

○生涯学習課長（武永 真君） 町長から答弁させていただきましたけれども、築60年が経過して非常に老朽化が進行しているということは我々十分に押さえさせていただいております。現在のところ強風等によりまして屋根が心配、あるいは壁が心配というようなところはございますけれども、昨年プレハブの部分についての一部だけアルミ製の壁が飛んだというようなことがございましたけれども、現在のところにおきましてはこの時期寒いですとかすき間風が入るということはあるございますけれども、ほぼ施設自体は維持されているというようなことで押さえしております。ただ、木造でありまして、本当に風には弱いというところも踏んでおりますので、施設の点検等はしっかり行いながら、もしも小さな修繕等がありましたら可能な限りすぐに対応したいというふうに思っているところでございます。

○議長（山本浩平君） 10番、本間広朗議員。

〔10番 本間広朗君登壇〕

○10番（本間広朗君） 本間です。まちはお金がなくてなかなか全面修理というのは難しい。今後どうするのかというのを含めていろいろ質問しております。

学習センターは、例えば専門家が見たら、では何年もつのと。お金がないから直せないのかどうかはわかりませんが、では専門家から見たらあの施設は大丈夫なのという話になってしまうと、すぐにでもという話になりますが、本当にこれから維持補修していくのかどうかわかりませんが、学習センターは現在も高齢者大学の皆さんが出入りしているところです。本当にそういう偶然に偶然が重なってその方たちに被害が出るということもやっぱり心配される場所だと思います。現状のままの学習センターというのは、なかなかこれから維持は難しいとは思いますが、やはり修繕はするかどうかわかりません。それと、移転含めて早急な検討が必要ではないかと思いますが、まちの見解を伺います。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 建物の寿命という観点はさておきまして、学びの環境という部分では今課長がお話したように大変寒い中で今の状況でございますので、早急に何とかしたいとい

う思いはずっと持っておりました。それで、具体的に町長のほうからの答弁にもございますけれども、ただ、今学習センターと同等のあれぐらいの規模を持つ建物というのはなかなか代替として町内にはありませんので、今後高齢者大学のほうとも協議してまいりたいと思っておりますけれども、現在もコミュニティーセンターのほうで一部いろんなサークル活動が行われております。そういったことを考えると、今後活動を少し分散化していく。いろんな地点で、いろんな場所で活動していく、そういうあり方、それから、ではどういう場所でそれをやっていくのかということを含めて、少し高齢者大学のほうとも具体的に今月から協議に入ることになっております。また一定限方向が出た段階でご説明をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） 10番、本間広朗議員。

〔10番 本間広朗君登壇〕

○10番（本間広朗君） 最後になります。今教育長からもお話がありましたが、高齢者学習センターのいわゆる方向性について、これ本当に期限を切ってやはり方向性を示すべきだと思います。やはりこの建物は待ったなしの建物だと思います。先ほどから何度も申し上げますが、やはりこれいろんなところで被害があってはならないと思います。まちの職員も十分状況はご存じだと思いますので、私も何度も言いますが、そういう緊急性というものやはり十分のんでいただいて、期限を切って何年度にはこういうところに行きますよとか、何かそういうようなことがないと本当に高齢者大学の皆さんがあそこ出入りしていますので、私たちどうなるのだろうねというようなお話も若干聞きますので、その辺のところも教育委員会か、まちかどうかわかりませんが、その辺のところをもっと明確に示して計画的に進めるべきと思いますが、まちの見解を伺います。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 利用されている皆さんにしてみると、やはりそういう具体的な道筋というのが見えることが大変安心されることなのかなというふうに思っておりますけれども、現実的には高齢者大学の活動、サークル活動というのは非常に多様な活動がございまして、スポーツもございまして、文化的な活動もございまして、そうやってまいりますと一定限その活動を保障する場所ということになりますと、今すぐ1年、2年の中で用意してということとはなかなか現実には難しい問題でございます。ただ、これから協議しようとしている内容については、一つの案として、例えば学校の今少子化、どんどん、どんどん子供が少なくなってまいりまして、学校も今後余剰教室が出てくる可能性も非常に多くなっております。そういった状況を捉えながら、そういう教室の活用も1つ視野に入れながら検討してまいりたいと。そのときに具体的に3年後にはと、4年後にはということとはちょっとまだお話できないのですけれども、できるところから移転あるいは活動の分散化を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 10番、本間広朗議員。

〔10番 本間広朗君登壇〕

○10番（本間広朗君） 続いて、2点目の防災について伺っていききたいと思います。

1つ目、自主防災組織率と活動状況について伺います。

2つ目、町内における防災マスター取得人数と活動状況について伺います。

3つ目、防災無線はふだんから聞こえにくいとの声があるが、防災無線と併用した防災ラジオの活用の考えは。

4つ目、北朝鮮ミサイルが8月、9月に本道上空を通過し、襟裳岬東方の太平洋上に落下したときのまちの対応と今後の町民への対応を伺います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 防災についてのご質問であります。

1項目めの自主防災組織率と活動状況についてであります。自主防災組織の組織化は、平成22年度から本格的に取り組んでおり、現在75の町内会において結成され、組織率は72.8%となっております。また、活動状況であります。本町が実施する町内一斉の避難訓練への参加を初め、町またはしらおい防災マスター会が行う出前講座の受講、町内会にある一時避難所の維持管理などに取り組んでいただいている状況であります。

2項目めの防災マスター取得人数と活動状況についてであります。しらおい防災マスター会の会員のうち54人の方が北海道防災マスターの認定を受けております。また、活動状況ですが、町内会や団体等に対する出前講座、図上訓練などの活動を初め、自主勉強会による会員の自己研さんや町主催の防災訓練における避難所運営訓練の指導を実施しており、本町の防災行政の推進において積極的な活動とご協力をいただいております。

3項目めの防災行政無線の状況と防災ラジオについてであります。防災行政無線が聞こえない、聞こえづらいという状況は例年行われる防災訓練の町内会からの報告や町民からのご意見を通じて十分認識しております。機器改修などによる改善は財政的に困難なため、窓をあけての対応やテレビ、ラジオ等の情報収集をお願いしているところではありますが、近年の異常気象や自然災害の多発に加え、北朝鮮のミサイル発射という暴挙に対し町民の安全を守る防災情報の確実な伝達は非常に重要と考えておりますので、防災ラジオや戸別受信機の導入を含め、防災行政無線の改善方法等について検討してまいります。

4項目めの北朝鮮ミサイルの対応についてであります。8月29日、9月15日の両日ともに早朝に北朝鮮がミサイルを発射し、北海道襟裳岬上空を通過するという極めて重大な事態が発生しました。この事態に対し、全国瞬時警報システム、通称Jアラートの警報放送とエリアメールで覚知した危機管理室の職員が直ちに登庁し、事態の詳細な情報収集に努めたほか、町民の皆さんからの問い合わせに対応する体制を整えたところでもあります。また、ミサイル発車時刻が早朝で、児童の通学時間帯に当たることから、子供たちの安全を確保するための安全行動規定を策定し、小中学校、保育園等に周知するとともに、町民の皆さんにはミサイルが落下する可能性がある場合のとりべき行動について広報紙、ホームページでお知らせしております。今後も引き続き広報紙やホームページなどを通じてわかりやすい避難行動について周知していくこととしております。

○議長（山本浩平君） 10番、本間広朗議員。

[10番 本間広朗君登壇]

○10番（本間広朗君） 本間です。自主防災組織率なのですが、今72.8%となっております。若干の組織率は上がっていると思いますが、これやはりまちや町内会の働きだけでいいのかどうかというのと、もちろんまちもやっているのだと思いますが、今後やはり私は組織率を上げて防災意識を高めるという観点でもっともっと呼びかけて組織率を高めていかなければならないと思いますが、先ほど来ホームページ等々でお知らせするという事になってはいますが、今後さらに、今までそういうようなことはやっていたと思いますが、どのように地域住民に防災意識を高めていただいて、組織率を向上していくと。その辺難しいとは思いますが、例えば高齢化でなかなかそういう組織を組めないとか、そういうようなこともあるかと思いますが、まちはもっともっと積極的に組織率を高めるために活動をしていかなければならないと思いますが、まちの見解を伺います。

○議長（山本浩平君） 岡村危機管理室長。

○総務課危機管理室長（岡村幸男君） 自主防災組織の組織率を高めるための町としての取り組みに対するご質問であります。

現在73%の組織率ということになってはいますが、それを高めていくというのは議員のお話と同じように私どもも考えておまして、働きかけは町内会のほうに組織化に向けてお話を伺ったり、何が課題になっているかということもお聞きしながら、やはりまず理解をしていただくという、こういうことを行ってございますし、また町内会の会長さんを対象にした防災のお話をさせていただいたり、協議会の中でお話をさせていただいたりとかといういろんな形の中で組織化に向けてのお話をさせていただいております。また一方で、マスター会のほうも町内会のほうに出前講座という形でそういう防災に対しての普及啓発のための出前講座等も行っていただいている中で、何とかやはりそういう意識を高めていただくという部分で、そういう努力をしているという状況にあります。ただ、先ほどもお話があったとおり、高齢化、それからなかなか各町内会でのリーダーとしてのなり手が少ないという、そういうようなお話の中では本当に課題だなというふうに考えておりますが、そういう中でやはり理解を求めていくということを今後も続けていきたいと、このように考えております。

○議長（山本浩平君） 10番、本間広朗議員。

[10番 本間広朗君登壇]

○10番（本間広朗君） 本間です。今後大雨、先ほど町長も言っていましたように、すごく降雨量の多い大雨、それによる道路の冠水、河川の増水、高潮、強風による被害、本当にいっどこで何が起こるかわからない状況なので、これもよそごとではないよということで、やはりもっとまちが町内会の方のそういう意識を高めていかなければならないと思います。

防災マスターにも入りますが、今防災マスターも人数は多くなっていると思います。町内会の役員もそうですけれども、個人的にも入っている方がこれはいらっしゃいます。これらの方はやはり防災意識の高い人だと思いますが、今後取得者がふえていけば組織としての活動というのが期待されると思います。そこで、例えばなかなかそういう高齢者が多いとか、リーダーがないとか、そういう方々の地域に出向いて、こんなこと言ったらあれですけども、防災

マスターは大変かもしれないのですけれども、防災マスターの方がそういうようなところをある程度面倒を見るというようなやり方もこれはいいのではないのでしょうか、ちょっと個人的な見解にはなりますが。そうでもしないといつまでたっても、そういう若い人が入ってくればいいのですが、高齢化が進んで町内会も危うくなってくる中、やはり防災マスターの方がそこに出向いていろいろそういう活動に協力するというのも考えられると思いますが、これが今まちと防災マスターの活動、この現状にとどまるのか、それとももっともっと今言われたような防災の啓蒙活動、新たな活動をしていくべきだと私は思いますが、まちの見解を伺います。

○議長（山本浩平君） 岡村危機管理室長。

○総務課危機管理室長（岡村幸男君） 防災マスター会のほうのお話もやはり各町内会のほうにマスター会のメンバーというか、いわゆる防災マスターが1人以上いてくれることが理想だというふうに考えていただいています、そのためにもマスター会のほうも町内会へ出向いて出前講座をしたり、そういう中でマスター会に入らせていただく方を発掘したり、もしくはそういう資格を取っていただくという、こういういわゆる啓蒙活動をしていただいている部分があります。マスター会は、そういう啓蒙、啓蒙、もしくはそういう勉強をしていただくという、そういう組織になりまして、もしそういう災害が起こった場合に、やはり自主防災組織の役割としてはその単位の中で活動をするということが必要になってくるわけですし、今の防災マスター会の皆さんが直ちにそこへ駆けつけるというわけではありません。あくまで自主防災組織の中でいかにそういう活動を展開していけるかということが大事なことになるので、そういう意味での組織化ということをお願いしている部分であります。

それで、新たな取り組みがという、そういうお話もありましたが、やはりこれは地道な取り組みでしかないのかなとは思っています。ただ、やはり活動の理解を深めるためのそういう取り組みは今後もしていかなければならないと思っています。もしくは、やはり自主防災というのでできることによって地域のこともっと知っていただくですとか、そこに参加することで楽しみができるですとか、いわゆるそういう活動にもなっていないと、今度はできたはいいけれども、なかなか活動が活発化していかないという、こういうことにもなりますので、そういうことも含めてどういう方法があるのかというのはこれからも我々も含めて勉強しながら、我々も研修をしながら、そして一緒になってつくっていかなければならない、もしくは活動の活発化を目指していかなければならない、そのように考えております。

○議長（山本浩平君） 10番、本間広朗議員。

〔10番 本間広朗君登壇〕

○10番（本間広朗君） 本間です。わかりました。

北朝鮮ミサイルについて先にやって、防災ラジオは後で最後にやりたいと思います。北朝鮮ミサイル、これ8月の29日、9月15日に2度本道の上空を通過しました。そのときテレビ、携帯、スマホ、ほかにもいろいろあると思いますが、緊急通報が鳴り響きました。町民は、経験をしたことがないことで戸惑いがあったと思います。今後もこのようなことが起こる可能性が高いことから、町民が今後どのような行動をしていいのか、まちのほうにもそういう声が寄せられたと思います。私のほうにも頑丈な建物の中に逃げろとか、そういうところはないのだよ

ねというお話は多々聞かれました。町民は、これからもそういう、もちろん広報紙、ホームページも国のどうやったらいいかという行動とか、そういうのも載っていますが、そこに入っていくには当然クリックしてやらないとだめだと思いますが、なかなか例えば高齢者などはそこまで使えるかどうかというのもちょっと疑問なのです。本当に今後もそういうことが起きると思います。本当に本道上空を飛んでいますので、どうしたらいいかというのをまちでもっともって考えていかなければならないと思いますが、やはりまず町民の声を、まちのほうに届いた町民の声、どのような行動をしたのかというのがもしわかれば。よろしいでしょうか。

○議長（山本浩平君） 岡村危機管理室長。

○総務課危機管理室長（岡村幸男君） 具体的にこのミサイルの関係で、町民の皆さんがどういうことをしたらいいかという具体的なそういうお問い合わせというのは本当に少ないのですけれども、問題は、例えば防災行政無線が聞こえないですとか、とるべき行動が先ほど議員もお話ししたとおりに頑丈な建物といたってないのではないかというような、そういうお話はやはり届いていまして、そういうことを含めてきちっとしたどういう対応をしていくかということのお知らせは必要だというふうに、そういう町民の皆さんからのお話の中から捉えています。

それで、それはホームページ、それから広報等でわかりやすくお知らせはしておりますが、場面、場面でやはりとるべき対応が違うということなのです。ですから、例えば外にいるときにはできるだけ頑丈な建物もしくは地下へということですが、ない場合にはやはり建物の陰に逃げ込む、もしくはガラスがある建物はガラスを避けて逃げ込むですとか、そういう具体的ないわゆる行動をこれからきちっと、今もやっているわけですけれども、さらにわかりやすくそういうことをお知らせしていく必要があるのかなと思っております。そういう対応を本当に続けていくということになるかなというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 10番、本間広朗議員。

〔10番 本間広朗君登壇〕

○10番（本間広朗君） 本間です。わかりました。

それと、この項目は北朝鮮ミサイルということなので、ここにいろいろ私考えてきたのですけれども、それはちょっと割愛させていただいて、今この北朝鮮ミサイルに対して他市町村でも訓練をやっているのです。やはり、訓練がいいかどうかはわかりませんが、そういう意識を高めるという意味で、何かしらのそういう防災の日というか、そういうものと絡めてやるのかどうか。まちとして、そういう訓練は必要かどうかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 岡村危機管理室長。

○総務課危機管理室長（岡村幸男君） 今回2度本道の襟裳岬ですか、上空を通過したということですが、Jアラートが鳴って、私どももすぐに役所のほうに駆けつけて状況を確認するということはやったのですが、時系列的に言えば最初のミサイルの発射は8月29日の5時58分ですか、Jアラートが吹鳴されるのは若干それからタイムラグがあるのですけれども、それを聞いて私ども登庁しているのですけれども、実際には私たちが役場に来るのに10分ぐらいかかるのですけれども、実態としてはもうそのときにはミサイルは最初の確認の状況の中で通

過しているという状況でして、やはりそういう本当にそれまでの状況の中でどういう行動をとるか、町民の皆さんにとってももらうかということは非常に短い時間の中で、いわゆる5分だとか、そういう時間の中で鳴ったらすぐに身を隠すような行動をとってもらうという、そういうことをしていただくということで、大々的な避難訓練をするだとかという、そういうことにはなかなかかなりづらい部分だろうなと思っています。ですが、例えば事業所にいるですとか、子供たちが学校にいるときですとか、そういうことも想定されるわけですので、今議員が言われたような訓練が全く必要ないということではなくて、そういう場所だとか、そういう状況に応じた訓練はやはり必要になってくるだろうと思っています。今言ったような学校、幼稚園、それから事業所、そういう単位でそういう場合の対応を実際に訓練するということは必要なことだろうというふうに考えております。そういうことも含めて今後考えていきたいというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 10番、本間広朗議員。

〔10番 本間広朗君登壇〕

○10番（本間広朗君） 本間です。わかりました。

最後になります。防災ラジオについてであります。防災ラジオが家の中にあることにより、ふだんの放送、緊急時の放送を聞くことができます。高齢者のみならず、海岸、河川、土砂災害の危険性のある地域住民に対し今後重要な伝達手段になっていくのではないかと思います。今回のミサイル通過の対応についても同様です。このことから、防災ラジオの普及を積極的に考えるべきだと思いますが、まちの見解を伺います。

○議長（山本浩平君） 岡村危機管理室長。

○総務課危機管理室長（岡村幸男君） 防災ラジオも本当に有効だというふうに思います。実は、苫小牧市さんが防災ラジオ、これを希望者に配付をしているという状況で、非常に金額も低廉な価格でこれは配付できるという、一部負担金もいただいているようではございますけれども、配付されているということなのです。ただ、これは実は私どもの防災行政無線はデジタルになっていまして、その防災ラジオ自体はアナログという方式で、いわゆるそれを使うことができないという状況になっていまして、ただ、今デジタルをアナログに変えるという、そういうものをつけてアナログに変えてラジオをつけるということは可能なのですが、それは実は膨大な経費がかかるということで、それはもう現実的ではない、数億円単位のお金がかかっていくということになるものですから。もう一方でデジタルのそういうラジオがどうなのかというような検討とか、そういうことも、ただしそれも金額的には非常に高いという、そういう状況なのです。実はこの防災行政無線自体の今の聞こえにくさですとか、聞こえないだとかという問題は国も押さえていまして、国もいわゆるそういう研究会をつくっていまして、ことしの6月にそういう報告書を出しているのですが、それはやはりどういうことかという、戸別受信機、これを設置する方法はどうかという、そういう検討をしている状況でして、これは今まで実は町も全部で161カ所設置はしているのですが、そういう世帯に配付するとなると1台7万円ぐらいの、そういうことになるのと相当のお金になるということもありまして、これは全国的な課題となっていまして、国も今2万円前後でそれができないかということのそういうところまでの検討を

行っている状況にあります。そういうことも含めて、ラジオ、それから今の戸別受信機、そのほかにかかわる方法、実は登録制のメールですとか、登録することによって防災行政無線が鳴った内容を電話で確認できるですとか、もしくはファクスでそれをお知らせできるですとか、いろいろと仕組みがありますので、そういうことを含めて内部での検討をしているということにして、そういうことで今そういう状況にあるということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 10番、本間広朗議員。

〔10番 本間広朗君登壇〕

○10番（本間広朗君） 最後になります。今課長からもいろいろお話ありました。これ本当に命にかかわる部分だと思いますので、お金がかかるからなかなか進まないよというお話もそれは理解します。ですが、これ今課長が言われたように先ほどスマホとか、そういうのでいろいろ情報は受け取ることができますが、これ本当にいながらにして、ラジオがあれば高齢者はいわゆるリアルタイムと言ったらあれですけども、そういうことで情報が入ってきてすぐそういう避難行動に移れるという、すごくメリットがあるのです。町長の答弁にもあったように、防災無線が鳴って窓をあけてみたら終わっていたとか、そういうこともありますので、実際に私も何か鳴っているなと思ったらそういうこともありますので、あくまでもそれは訓練というか、防災無線が故障しているかどうかということももちろんありますが、やはり先ほどから言いますように命にかかわることなので、そういう例えば高波の被害を受けるようなところに積極的にその部分をまず整備しようではないかという積極的なお話をもらえればいいのですが、なかなかそういう答弁はもらえないのですが、これを最後にして、ぜひ課長、よりよい答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 岡村危機管理室長。

○総務課危機管理室長（岡村幸男君） 済みません。私積極的な答弁したつもりだったのですが、聞こえ方でちょっとそうなったのかもしれないかもしれません。大変申しわけありません。検討しているということは、やる方向で実は検討しているということで、先ほどちょっとお話した中では、そういう登録制のメールはどうかということで、それをきちっとやることで、いわゆる情報弱者と言われる高齢の方たちは、メールは多分見ないと思いますので、電話で例えば防災行政無線が鳴ったときに確認できるですとか、もしくはファクスでこの情報を流すですとか、いわゆるそういうことが可能かどうかということは今前向きに検討していますので、そういうところから始めていきたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○議長（山本浩平君） 以上をもちまして10番、本間広朗議員の一般質問を終了いたします。

◎延会の宣告

○議長（山本浩平君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

ここであらかじめ通知いたします。本会議は明日10時から引き続き再開いたします。

(午後 4時29分)